

新 市 建 設 計 画

(新市まちづくり計画)

山崎町・一宮町・波賀町・千種町合併協議会

(平成26年12月変更 矢 栗 市)

(令和元年12月変更 矢 栗 市)

目 次

第1章 序論	1
1－1 はじめに	1
1－2 新市建設計画策定の基本方針	2
1. 計画の目的と位置付け	2
2. 計画の構成と期間	2
3. その他	2
1－3 合併の必要性和効果	3
1. 合併の必要性	3
2. 合併の効果	5
第2章 新市の特性と課題	7
2－1 新市の概況	7
1. 概況	7
2. 人口動向	9
3. 産業動向	10
4. 公共施設等の状況	12
5. 新市の概況まとめ	15
2－2 関連計画の整理	16
2－3 住民意識調査の概要	18
2－4 新市まちづくりの主要課題	20
第3章 新市まちづくりの基本方針	23
1. 新市まちづくりの基本理念	23
2. 新市の将来像	24
3. 新市の将来フレーム	26
4. 新市まちづくりの基本方針	28
5. 地域整備（地域構造）の方針	30
第4章 新市の主要施策	33
1. 施策の体系	33
2. 新市の主要施策	37
第5章 公共施設の統合整備	57
第6章 財政計画	58

第 1 章 序論

1-1 はじめに

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、今後は、国から地方へと一定の権限や財源が移譲され、地域のまちづくりは、住民と行政が自己決定・自己責任を基本原則として進めていくという、新たな行政システムの構築が求められるようになりました。

そうした背景には、少子高齢化といった人口構造の変化や、住民の生活圏の拡大、価値観やライフスタイルの変化等に伴い、住民の行政に対する施策要望も多様化・高度化してきており、全国一律でなく、各地域の実情や特性に応じて、適切な自治体経営が求められている状況があります。

さらには、国の財政状況の悪化に伴い、大半の地方自治体、特に小規模自治体においては、地方交付税等の大幅な削減を強いられるなど、非常に厳しい財政状況に直面しており、過度に国に依存しない自立性の高い自治体経営が求められています。

すなわち、地方分権社会にあっては、多様化・高度化する住民要望や地域の様々な課題に対し、市町村は国に依存することなく、自主的な取り組みの中で対応していく、より一層の改革の姿勢が強く求められます。

山崎町、一宮町、波賀町、千種町の4町においても、この様な課題に対応していくための有効な手段と考えられる市町村合併について議論を進めてきました。特に、広大な中山間地域を抱える当地域にあって、限られた財源を有効に活用し、住民サービスの低下を抑制していくためには、道路、情報網をはじめとする基盤整備や、各種住民サービス提供のための体制づくりを、これまで以上に広域的な視点から、計画的に進めていくだけでなく、行政からの積極的な情報の開示により、住民一人ひとりが施策決定に積極的に参加し、行政とともに自ら地域社会の維持・発展のために取り組んでいく姿勢が不可欠となっています。

4町は、播磨国風土記の時代より、宍粟郡（しさはのこおり）をふるさととする郷土愛と連帯感を育んできました。また、豊かな水や森林を有する自然環境が、地域の共通する魅力であり、人々はこれを守り、様々な活動の場として受け継いできました。平成元年には“人と自然の共生に基づく環境適合型しそ森林文化の創生”を理念とした「しそ森林王国」を建国し、さらに平成4年には兵庫県との間で「県民オアシスーしそ森林王国」の形成に関する県民協定を締結し、「しそ」全体が県民のオアシスとされるなど、広域的な役割も大きく期待されています。

このようなことから新市をめざす4町は、まちの主役である住民のまちづくりへの主体的な参画と協働を基本に、各町が持っているそれぞれの地域の恵み（自然等）や知恵（人材、文化、産業等）といった資源を総合的に活用しながら、私たちのふるさとをより一層元気で魅力あふれる地域にしていかなければなりません。

私たちは、この機会を自立の一大好機と捉え、合併により、4町のこれまでの歴史的背景を大切にしながら新しい取り組みを創造し、さらなる住民の幸せを希求し、住民一人ひとりが「住んでよかった」、「いつまでも住み続けたい」という願いを、まさに4つ葉のクローバーに託し、新しい市の将来像として本計画をまとめました。

1-2 新市建設計画策定の基本方針

1. 計画の目的と位置付け

本計画は、山崎町・一宮町・波賀町・千種町（以下「4町」という。）の合併後の新市におけるまちづくり全般の将来像・目標となるものであり、本計画の実現を図ることによって、4町の速やかな一体化を促進し住民福祉の向上等を図るとともに、新市全体の均衡ある発展を目指そうとするものです。

なお、本計画は合併による新市における一体的・総合的なまちづくりの方向性と、その実現を図るための施策実施の考え方を示すものであり、新市において達成すべき目標や、各事業等に関するより詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する総合計画に委ねるものとします。

2. 計画の構成と期間

本計画は、新市を建設していくための基本方針、この方針を実現するための主要事業、公共施設の統合整備の基本的な考え方及び財政計画を中心として、次のことがらに留意して構成します。

- (1) 本計画における主要事業、公共施設の統合整備の基本的考え方及び財政計画は、平成17年度から令和7年度までの21年間について定めるものとします。
- (2) 本計画における基本方針及び主要事業を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野にたつものとします。
- (3) 公共的施設統合整備の基本的考え方については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら、逐次整備していく考え方にたつものとします。
- (4) 財政計画については、地方交付税、国、県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して決定するものとします。

3. その他

本計画の作成にあたっては、住民と行政が新しいまちづくりの将来像を共有し、その実現に向けてともに行動していくことが重要であることを念頭に置き、4町の歴史的背景や地域の課題等の調整を図りつつ、住民の意見が十分反映されるよう住民の視点に立った計画づくりを進めます。

1-3 合併の必要性と効果

1. 合併の必要性

(1) 地方分権社会への対応

首都圏への一極集中の是正や変動する国際社会への対応、さらには地方の活力維持といった新たな時代の要請を背景に、平成12年4月地方分権一括法が施行されました。これにより、権限、財源、情報等が過度に中央に集中管理され、全国画一の統一性や公平性を重視してきたこれまでの国と地方自治体の関係を改め、今後は、地域のまちづくりは住民と行政が自ら決定し（自己決定）、その責任も自らが負う（自己責任）という行政システムの構築が求められるようになりました。

すなわち、地方分権社会においては、これまで国や県が決定・実施してきた事務や事業のうち、住民に身近なものは市町村が自らの責任と判断で進めていくことが求められ、それぞれの個性を活かした自主的・自立的な行政施策やサービスの展開が期待されています。

そのためには、これまで以上に創意・工夫にあふれる政策立案や、増加する事務量への対応が求められ、政策立案能力や専門性を身につけた職員の確保・育成や個々の職員の能力の向上と適正配置を図ることはもとより、住民福祉の向上につながる政策の推進や日々の事務事業の遂行に対し、組織として効果的・効率的に機能するような行政システムへと改革を進めていく必要があります。

(2) 人口構造の変化への対応

新市は、人口の減少が進んでいます。また、年少人口（15歳未満）の比率は県平均を上回っているものの、少子化の傾向にあり、老年人口（65歳以上）の比率は県平均を大きく上回るなど高齢化が急速に進行しています。

今後高齢化がさらに進めば、保健・医療・福祉面で必要なサービスの充実と、それに伴う経費の増加が予想される一方、若年層の減少は、社会の停滞を招く可能性も高く、基本的な行政サービスの提供に支障をきたすことも予想されます。

少子高齢化への対応としては、高齢者の生活支援や介護など各種保健・医療・福祉サービス提供体制の充実や、少子化・若年層流出の抑制に向けた子育てがしやすい環境づくりや定住環境の向上等、諸施策の展開について、より効果的に行うための適正な施設・人員の配置と財源の確保が必要です。

(3) 広域的課題への対応

住民の生活行動圏域は、既に行政区域を越えて広がっており、周辺市町にまで拡大しており、その様な生活行動を支える広域的な道路や、圏域内の情報ネットワークなどをいかに効果的に整備していけるかが課題となっています。

また、単独町での実施が困難な事業については、広域的かつ効果的に取り組むために、これまで様々な組合組織を設立し、共同で事業を実施してきました。しかし、共同で取り組むべき事業の中には、実施に際して調整や合意形成を図るのが困難なものも増えてきていることに加え、産業振興や環境対策等、広域で取り組んでいくことが効果的な新たな課題も増加してきています。

このような課題に対応していくためには、圏域の一体的な地域づくりを進めていくための政策決定のしくみを整え、圏域全体から見てより必要性の高い生活基盤に対する重点的な投資や、地域間の連携による効率的かつ効果的なサービス提供の体制づくりが必要です。

（４）財政安定化への対応

全国のほとんどの市町村は、財源の多くを国や県にたよっています。宍粟郡４町においても例外でなく、その財源のうち、普通交付税への依存率は３割以上で、５割を超える町も見られます。さらに、財政構造の硬直度を示す指標である経常収支比率が近年増加してきており、各町では約８割と経常的経費が高い割合を示しています。

人口の減少、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少が進むことによって、納税する人が減り、税収が少なくなる一方、高齢化の進展による保健・福祉・医療費の増大や、若年層の流出を抑制するために必要な施策の実施など、出て行くお金はさらに増加することも予想されます。国から交付される地方交付税等も、今後は減少することが避けられない見通しにあります。

この様な状況の中、財政の安定化を図っていくためには、人件費をはじめとする行政コストの削減や、公共施設の効率的な整備等限られた財源の有効活用を行いながら、効率的な行政サービス提供のしくみづくりを行う一方で、若者の定住促進や産業振興による税収の安定化を図り、財政基盤の確立を行うことが必要です。

2. 合併の効果

住民アンケート調査における合併の期待としては、「町長・議員・職員などの減少による経費の削減ができる」が最も高く、次いで「道路や公共施設の効果的な整備など、広域的な視点でまちづくりが実施できる」「環境・産業・観光対策など、広域的な取り組みができる」「公共料金の見直しができる」「専門職員の増強により、高度な行政サービスが実施できる」「市となり、地域のイメージアップにつながる」等が高くなっています。すなわち、合併を通じた行財政改革の積極的な推進や、単独町では行えなかった広域的な取り組みの推進等によって、住民負担をできるだけ抑えつつ、行政サービスの維持・向上や地域全体の発展を図っていくことに対して期待が大きくなっています。

一方、合併の不安については、「合併により区域が大きくなり、行政サービスが低下する」「中心部だけが発展して、自分たちの地域が取り残される」「公共料金が高くなり負担が重くなる」「合併後の役所が遠くなり、不便になる」等が高くなっており、行政サービスの維持や地域全体のバランスある発展に十分配慮した新市のまちづくりの方向性が求められています。

ここでは、これらのアンケート結果や、一般的な合併の効果を踏まえつつ、合併に伴う効果を示します。

(1) 人員削減等による行財政改革の推進

○行政組織の再編により効果的な人員配置等が可能となります。

- ・ 町長をはじめとする特別職は、4町が合併すると人数は1/4となります。
- ・ 議員数は、現在の4町総数56人から、合併により26人を上限に定数が定められます。
- ・ 総務・企画部門等各町に共通する部門の職員や経費の削減が可能となる一方、政策立案体制の強化や、サービス提供や事業実施を直接担当する部門の強化を図るなど、合併によって地方分権社会に対応していくための行政改革を、一層推進していくことが可能となります。

○柔軟な財政運営が可能となります。

- ・ 人件費をはじめとする経費の削減、類似施設への二重投資の回避等、節約可能な支出をできる限り抑制することにより、住民負担の低減を図るなど柔軟な財政運営が可能となります。

(2) 地域資源を活かした広域的な取り組みの推進

○広域的視点に立った施設整備や取り組みを、促進することが可能となります。

- ・ 道路をはじめとする旧町間にまたがる基盤施設や公共交通等、より多くの住民の生活行動を支える施設やサービスに対し重点的な投資が可能になります。
- ・ 広域交通基盤の整備促進や、地区内の産業間の連携などにより、産業振興や企業の誘致による雇用創出などの可能性が広がります。
- ・ 多彩な歴史・自然資産等を活かした広域観光ネットワーク化や、それらをつなぐ公共交通の充実など、広域的視点に立った地域間の連携・交流を促進するための取り組みを効果的に行うことが可能となります。

○国からの財政的な支援が受けられます。

- ・ 合併特例法の特例期間内に合併すれば、4町の一体化を促進するための広域的な事業に対して、国からの財政支援（合併特例債等）が受けられ、より少ない自己資金で事業を行うことができます。

（３）住民負担の見直しや行政サービスの向上

○公共施設利用の利便性の向上や高度な行政サービスの実施が可能となります。

- ・ 4町が合併すると広大な行政区域を有する自治体となりますが、庁舎等の位置や機能を適切に設定するとともに、既存公共施設を有効活用した窓口サービスの確保や住民活動への支援、さらには地区内の情報化の推進により、合併後の住民サービスの維持・向上を図ることが可能となります。
- ・ 現4町には、機能が類似した公共施設が複数立地している状況が見られますが、合併後はそれぞれの施設に特色を持たせることで、住民ニーズに応じた施設運営を図ることも可能となります。
- ・ さらに、住民からの要望が高い産業分野、医療・福祉分野等への専門行政サービス部門に専門職員を増強配置することや、これまでは設置が困難であった、専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能となります。

○適正な水準での住民負担の設定を行います。

- ・ 合併することにより、住民サービスをより効率的に提供するための体制を再構築することで、住民ニーズに応じたサービス水準を確保しつつ、住民負担は、合併後急激な変化が生じないように十分留意しながら、適正な水準で設定していくこととなります。

第2章 新市の特性と課題

2-1 新市の概況

1. 概況

(1) 位置・面積

新市は兵庫県中西部に位置し、北部は養父市・鳥取県、東部は朝来町・生野町・大河内町・安富町、南部は新宮町・三日月町・南光町、西部は佐用町・岡山県と接しています。京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道29号が地域内で交差する西播磨内陸の交通の要衝となっており、エリアの中心部から神戸までが約100km、大阪までは約140kmの位置関係にあります。新市は、東西方向約32km、南北方向約42kmと広く、行政面積は658.60km²と兵庫県土の7.8%を占めます。

(2) 自然資源

新市はその大部分を山地が占めており、平地が少ない状況にあります。兵庫県下最高峰の氷ノ山、第二峰の三室山、第三峰の後山という、1,000mを超える山々がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園や音水ちくさ県立自然公園に属する緑豊かなまちです。

また、県下を代表する清流である一級河川の揖保川や名水百選の千種川をはじめ、福知溪谷、赤西溪谷、音水溪谷等の景勝地、日本の滝百選の原不動滝、かおり風景百選の千年藤、花菖蒲園など、豊かで美しい自然資源や風景が、四季折々の風情を織りなしています。

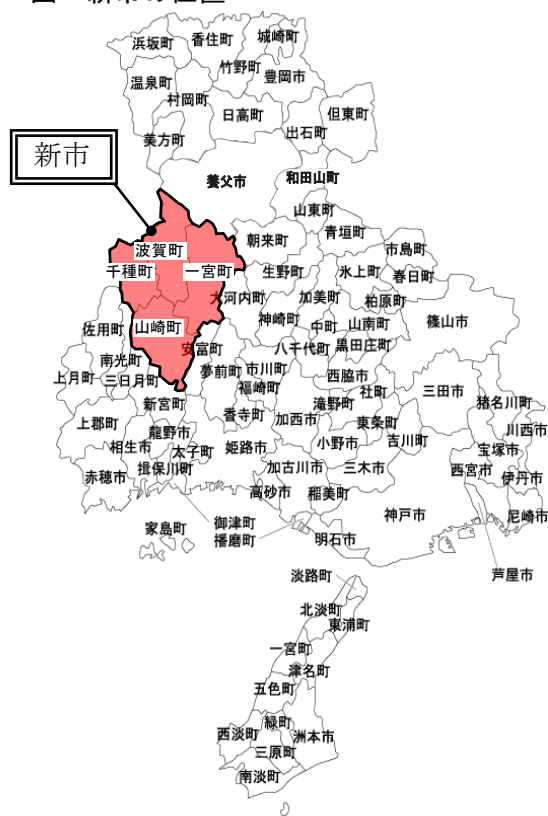
(3) 地域の沿革

新市が位置する地域は、奈良時代に編纂された「播磨国風土記」によると、7つの里をもって宍禾郡（しさはのこおり）として建郡され、風土記に記された播磨の国の開拓神「伊和大神」の本拠地である歴史と伝説のふるさとであり、古代からの遺跡をはじめ、南北時代から戦国時代にかけての史跡や伝統的な祭り、また、神話・伝説なども多数残されています。

山崎町は、江戸時代には池田輝澄により山崎城と城下町が造られたことを端緒として、城下町として発展を見せ、地域独自の歴史・文化が築かれてきました。また、古くから当地域の経済、文化、交通の中心として重要な役割を果たしてきました。

一宮町は、県下でも検出例の少ない縄文時代から中世にかけての大規模な複合遺跡、竪穴式住居による家原遺跡が発見されるなど、

図 新市の位置



兵庫県の縄文時代の指標ともなる重要な遺跡や国重要文化財の御形神社などの歴史・文化遺産を数多く有しています。

波賀町は、平安時代には、京都石清水八幡宮の荘園として組み入れられ、十三世紀より町名の由来となった波賀城を天正13（1585）年まで構え、歴史・文化が築かれてきました。

千種町は、古代以降明治期まで産出し主として日本刀の原材料として名声をはせた「千種鉄」やたたら製鉄所の遺跡が町内のいたる所で見られるなど、和鉄の郷として繁栄してきました。

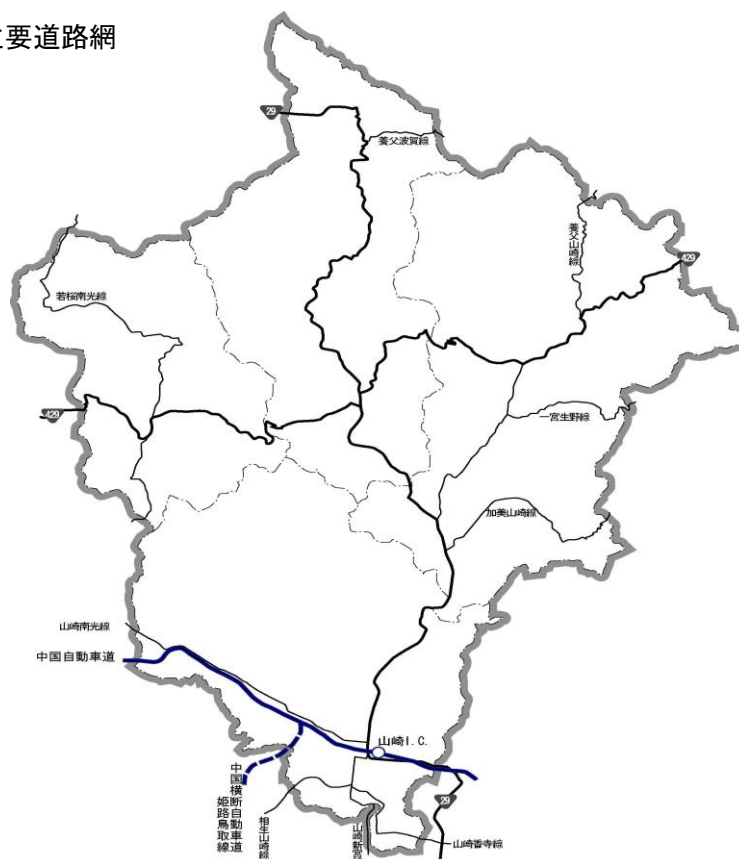
広大な森林面積を有するこの地域は、古くから森林資源を利用した木材・木工製品・家具等の生産が地場産業として栄えました。道路交通網が整備された現在、大型量販店を中心としたロードショップが立ち並ぶ商業施設と、恵まれた気候風土や豊かな自然を活用した観光農林業を振興する地域を有することにより、商工業と農林業が融和した特色ある地域へと発展を遂げています。

（４）交通環境

新市には鉄道がなく、公共交通をはじめとする自動車交通に依存しています。地域の交通は、南部に、京阪神と中国地方を東西に結ぶ中国自動車道、これと交差して山陽と山陰を結ぶ国道29号、地域の北部を東西に結ぶ国道429号が広域幹線道路となっておりとともに、これらを軸として山崎新宮線・山崎南光線・養父山崎線・若桜南光線をはじめとする主要地方道と田井中広瀬線・千種新宮線等の一般県道等で構成されています。

公共交通としては、中国自動車道を通るハイウェイバス及び地域内の路線バスが運行されていますが、運行回数が少なく、路線も国県道が中心であるため、地域集落の住民には利用しづらいといった問題を抱えています。

図 新市の主要道路網



2. 人口動向

(1) 人口

新市の人口は、平成12年時点で45,460人(国勢調査)で、昭和55年からの人口の推移をみると、減少傾向が続いており、特に平成7年から平成12年には4.67%の減少と減少傾向が一層進んでいます。県人口に占めるシェアも、平成2年0.90%、平成7年0.88%、平成12年0.82%と、年々減少傾向にあります。

年齢3区分別人口をみると、年少人口が減少する一方で、老年人口が増加する傾向にあり、平成12年では老年人口の割合は23.3%と県全体の16.9%を大きく上回っています。

(2) 世帯数

新市の世帯数は、平成12年時点で12,989世帯(国勢調査)で、昭和55年からの推移は増加傾向が続いているものの、平成7年から平成12年には1.60%の増加率にとどまり、その伸びは鈍化しています。

また、平成12年における世帯当たり人員は、3.50人で兵庫県の2.72人を大幅に上回っていますが、その推移をみると減少傾向にあり、核家族化の進行と、それに伴う高齢者世帯の増加がうかがえます。

表 人口・世帯の推移

年次	総人口 (人)	人口の県シ ェア(%)	世帯数 (世帯)	世帯当り人 員(人)	兵庫県 人口(人)	兵庫県世帯数 (世帯)	兵庫県世帯当 り人員(人)
S55	49,084	0.95	12,168	4.03	5,144,892	1,592,224	3.23
S60	48,980	0.93	12,228	4.01	5,278,050	1,666,482	3.17
H2	48,454	0.90	12,415	3.90	5,405,040	1,791,672	3.02
H7	47,685	0.88	12,784	3.73	5,401,877	1,871,922	2.89
H12	45,460	0.82	12,989	3.50	5,550,574	2,040,709	2.72
増 加 率	H7 H2	△1.59%	—	2.97%	—	△0.06%	3.23
	H12 H7	△4.67%	—	1.60%	—	2.75%	3.17

資料：国勢調査

表 年齢3区分別人口の推移

	S55	S60	H2	H7	H12	H12兵庫県
年 少 人 口	11,591 23.6	11,328 23.1	10,067 20.8	8,803 18.5	7,481 16.5	830,112 15.0
生 産 年 齢 人 口	30,683 62.5	30,360 62.0	30,112 62.1	29,215 61.3	27,373 60.2	3,776,483 68.0
老 年 人 口	6,810 13.9	7,292 14.9	8,275 17.1	9,667 20.3	10,606 23.3	939,950 16.9
総 人 口	49,084 100.0	48,980 100.0	48,454 100.0	47,685 100.0	45,460 100.0	5,550,574 100.0

資料：国勢調査 単位 上段：人、下段：%

※年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

「年齢不詳」を含む場合があるため各区分の合計と「総人口」とは必ずしも一致しない。構成比についても同様である。

3. 産業動向

(1) 産業分類別就業人口

平成12年における産業分類別就業人口をみると、第3次産業が11,255人(50.9%)と最も多く、次いで第2次産業が9,654人(43.6%)、第1次産業が1,147人(5.2%)の順に多くなっています。昭和55年からの就業人口割合の推移では、第1次産業、第2次産業が減少傾向にあり、第3次産業が増加傾向となっています。特に第1次産業は、昭和55年から平成12年にかけて就業人口割合は半減しており、その減少傾向が著しい状況です。

表 産業別就業者数の推移

	S55	S60	H2	H7	H12	H12兵庫県
第1次産業	2,599 11.0	2,328 9.8	1,494 6.4	1,567 6.5	1,147 5.2	63,913 4.4
第2次産業	11,194 47.4	11,403 47.9	11,503 49.4	11,288 47.1	9,654 43.6	788,846 35.0
第3次産業	9,796 41.5	10,044 42.2	10,294 44.2	11,092 46.3	11,255 50.9	1,697,171 59.9
総就業者	23,609 100.0	23,790 100.0	23,302 100.0	23,966 100.0	22,131 100.0	2,598,880 100.0

資料：国勢調査 単位 上段：人、下段：%

※第1次産業：農林水産業、第2次産業：鉱業・建設業・製造業、第3次産業：サービス業等

「分類不能」を含む場合があるため各区分の合計と「総就業者」とは必ずしも一致しない。構成比についても同様である。

(2) 産業別の概況

①商工業の動向

新市の工業は、食品加工業が中心となっています。また、製造品出荷額は平成9年より減少傾向にあり平成13年度は810.4億円となっています。事業所数についても近年減少傾向となっています。

また、新市における商業の年間販売額は近年減少傾向にあり、平成14年では633.9億円と兵庫県の約0.5%となっています。また商店数も、平成3年から平成14年にかけて減少を続けています。

表 製造品出荷額・製造業事業所数（4人以上の事業所）の推移

	H9	H10	H11	H12	H13
製造品出荷額	1,064.7	892.3	868.2	883.4	810.4
県シェア	0.70%	0.62%	0.64%	0.63%	0.62%
事業所数	516	517	503	496	455
県シェア	3.45%	3.35%	3.51%	3.56%	3.48%

資料：兵庫の工業（経済産業省「工業統計表」） 単位 出荷額：億円、事業所数：所

表 年間販売額（卸売業＋小売業）・商店数の推移

	H3	H6	H9	H11	H14
年間販売額	662.2	705.6	748.6	677.1	633.9
県シェア	0.37%	0.39%	0.46%	0.43%	0.48%
商店数	933	873	823	780	775
県シェア	1.07%	1.06%	1.12%	1.05%	1.13%

資料：兵庫の商業 単位 年間販売額：億円、商店数：店

②農林業の動向

新市の農業は米作が中心となっていますが、経営規模が零細な農家が多く、米消費の減退、農産物の価格低迷等の影響を受け、農業環境は厳しい状況にあります。新市全体の農業生産額の推移は、昭和60年以降減少傾向となっています。

また、地域の大部分を森林が占めており、新市全体の林野面積は兵庫県の10.5%を占め、国有林では42.1%（平成15年3月末）を占めています。このような森林を基盤とした林業は地域の主要産業となっていました。外国材の輸入や代替材の普及等により、木材市況は低迷を続けており、現在は森林の荒廃など、その公益的機能に及ぼす影響が懸念されています。

表 農業の状況

	農家戸数 (戸)	農家人口 (人)	農業生産額 (百万円)	農業人口当たり 農業生産額 (万円)
昭和55年	6,502	29,848	4,428	14.8
昭和60年	6,286	28,680	4,836	16.9
平成2年	5,559	25,511	3,600	14.1
平成7年	5,082	22,768	3,422	15.0
平成12年	4,561	20,288	2,912	14.4

資料：兵庫県統計書

③観光の動向

豊かな自然資源に加え、道の駅等の特色ある交流施設の整備により、新市を訪れる観光客は年々増加傾向にあり、平成14年度における入込数は1,452千人となっています。宿泊率は9.0%と、ほとんどが日帰り客となっていますが、キャンプ場やスキー場がある地域では、宿泊客が比較的多くなっています。

四季別にみると、夏期(6月～8月)の時期に観光客が多く入り込んでいます。

また、訪れる目的としては「自然観賞」「温泉」「施設見学」などが高くなっているのが特徴です。

表 観光入込数の推移

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H14/H13
入込数	1,067	1,140	1,204	1,214	1,309	1,452	110.9
宿泊数	149	142	156	162	140	131	93.6
宿泊率(%)	14.0	12.5	13.0	13.3	10.7	9.0	—

資料：兵庫県観光客動態調査(H14年度) 単位：千人

表 四季別観光客入込数(H14年度)

春(3月～5月)		夏(6月～8月)		秋(9月～11月)		冬(12月～2月)	
入込数	割合(%)	入込数	割合(%)	入込数	割合(%)	入込数	割合(%)
309	21.3	478	32.9	278	19.1	387	26.7

資料：兵庫県観光客動態調査(H14年度) 割合は年間入込数に対する割合 単位：千人

表 目的別観光客入込数-上位3位(H14年度)

1位	2位	3位
自然観賞 293(20.2%)	温泉 240(16.5%)	施設見学 207(14.3%)

資料：兵庫県観光客動態調査(H14年度) 単位：千人

4. 公共施設等の状況

(1) 主要な公共施設の状況

各地域には、以下のように教育・文化、保健・医療・福祉、生涯学習等にかかる公共施設を有しています。

表 主な公共施設

	山崎町	一宮町	波賀町	千種町
教育施設	山崎小学校、神野小学校 菅野小学校、伊水小学校 城下小学校、都多小学校 戸原小学校、土万小学校 河東小学校 山崎西中学校 山崎東中学校 山崎南中学校 組合立三土中学校（南光町） 山崎高等学校	神戸小学校 染河内小学校 下三方小学校 三方小学校 繁盛小学校 一宮南中学校 一宮北中学校 伊和高等学校	波賀小学校 野原小学校 道谷小学校 波賀中学校	千種南小学校 千種北小学校 千種東小学校 千種中学校 千種高等学校
幼稚園・保育所	山崎幼稚園、菅野幼稚園 城下幼稚園、河東幼稚園 神野幼稚園、伊水幼稚園 都多幼稚園、土万幼稚園 戸原保育所、城東保育所 かしわの保育所	神戸幼稚園 染河内幼稚園 下三方幼稚園 三方幼稚園、繁盛幼稚園 一宮南保育所 一宮北保育所	波賀幼稚園 野尻幼稚園 道谷へき地保育所	千種幼稚園 千種北幼稚園
保健・医療・福祉施設	知的障害者授産施設・ 「さつき園」 保健センター 公立宍粟総合病院	保健福祉センター 「やすらぎ」	波賀町国保診療所 メイプル福祉センター	老人福祉センター 総合福祉センター 千種町国保診療所（総合 福祉センター内） 千種町鷹巣診療所
公民館等	生涯学習センター学遊館 山崎町生きがい創造センター	一宮中央公民館 三方分館	波賀町民センター 波賀町子どもセンター	センターちくさ
スポーツ施設	山崎町スポーツセンター 山崎文化体育館	スポニックパーク一宮	波賀町B&G海洋センター 総合スポーツ公園 町民グラウンド	千種町B&G海洋センター （プール） ちくさ高原体育館 町民グラウンド
その他	山崎町役場 学校給食センター 防災センター 山崎文化会館 山崎町立図書館 歴史郷土館 歴史民俗資料館 道の駅・山崎 ふるさと工房 生谷温泉・伊沢の里 宍粟広域消防本部	一宮町役場 町営福知溪谷休養センター 歴史資料館 一宮温泉まほろばの湯 家原遺跡公園 学校給食センター 道の駅 播磨いちのみや 宍粟広域消防一宮分署	波賀町役場 学校給食センター 文化センター波賀 波賀町高齢者センター 波賀城史蹟公園 フォレストステーション 波賀（東山温泉メイプルプラザ） 波賀町サイクリングターミナル 波賀「高砂の家」 道の駅・はが、みなみ波賀 ばんしゅう戸倉スキー場 宍粟広域消防波賀出張所	千種町役場 歴史民俗資料館 道の駅・ちくさ グリーンハウス 三室高原野外活動センター 天児屋たたら里学習館 ちくさ高原スキー場 宍粟広域消防千種出張所

資料：各町町勢要覧、各町HP

(2) 公共施設等の整備状況

①教育施設

新市は、小学校が20校、児童数が約2,900人、中学校が7校、生徒数が約1,700人となっています。小学校及び中学校1学校当たりの児童数・生徒数は、それぞれ約140人/校、約240人/校と、兵庫県全体を大きく下回っている状況にあります。

また、幼稚園は、新市内に17箇所あり、園児数は601人（H15.10.1現在）となっています。

表 学校教育施設の状況 (H14.5.1)

	小学校			中学校		
	学校数	児童数	児童数/学校	学校数	生徒数	生徒数/学校
	(校)	(人)	(人/校)	(校)	(人)	(人/校)
新 市	20	2,895	144.8	7	1683	240.4
兵 庫 県	860	324,517	377.3	405	170,952	422.1

資料：兵庫県統計書

※上記の中学校数以外に、山崎町・南光町組合立三土中学校（南光町）が1校有ります。

②児童福祉施設

新市には保育所は13箇所あり、公立が5箇所、私立8箇所となっています。在所児数は707人で、現在の在所率は101.7%と兵庫県全体より高く、定員より多い状態にあります。保育士1人当たりの在所児数は、兵庫県全体より少なくなっています。

表 保育所の状況 (H14.4.1)

	箇所数(所)			保育所 在所児数 (人)	定員(人)	在所率(%)
	公立	私立	総数			
新 市	5	8	13	707	695	101.7
兵 庫 県	421	397	818	70,167	71,993	97.5

資料：兵庫県統計書 在所率＝在所児数÷定員×100

③高齢者保健福祉施設

新市の高齢者保健福祉施設は平成14年現在で24施設あり、65歳以上人口千人当たりの施設数でみると、2.640施設と兵庫県全体より高くなっています。

表 高齢者保健福祉施設の状況

	特別 養護老人ホーム	養護老人ホーム	ケアハウス	老人保健施設	デイサービスセンター	在宅介護支援センター	老人福祉センター	合 計	65歳以上人口 千人当たり施設数
新 市	4	1	1	1	7	9	1	24	2.640
兵 庫 県	217	43	68	107	372	319	106	1,232	1.311

資料：兵庫県市町要覧(2003.3) 単位：施設

④社会教育施設

新市の社会教育施設として、図書館及び体育館の状況をみると、人口1万人当りの箇所数は、図書館で0.440箇所、体育館では1.540箇所と、施設数的には兵庫県全体の水準を上回っていることが分かります。

表 社会教育施設の状況

	人口	図書館		体育館	
		箇所数	1万人当り箇所数	箇所数	1万人当り箇所数
新 市	45,460	2	0.440	7	1.540
兵 庫 県	5,550,574	80	0.144	220	0.396

資料：兵庫県市町要覧(2003.3) 人口は平成12年国勢調査

※図書館：図書館法第2条第1項に規定するものをいい、また、公立図書館とは同条第2項に規定する図書館のうち、地方公共団体が設置するものをいう。この場合、分館もそれぞれ一館として計上される。

ここでいう図書館には、学校に附属する図書館及び図書室、国立の図書館、企業内図書館は含まれない。

※体育館：競技用床面積132㎡以上の建物で、必要に応じ各種スポーツを行えるもの。

⑤医療施設

医療施設としては、唯一の総合病院である公立宍粟総合病院の他、30の一般診療所、16の歯科診療所等を有しています。人口1万人当たりの医療施設・医療従事者をみると、病院の施設数、医療従事者ともに兵庫県全体より下回っています。

表 医療施設等の状況 (H14.5.1)

	医療施設(施設)			医療従事者(人)		
	病院	一般診療所	歯科診療所	医師	歯科医師	薬剤師
新 市	1	30	16	55	19	46
兵 庫 県	318	4,578	2,775	10,879	3,392	10,844
新 市	0.22	6.60	3.52	12.10	4.18	10.12
兵 庫 県	0.57	8.25	5.00	19.60	6.11	19.54

資料：兵庫県統計書 人口は平成12年国勢調査

※病院：医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の収容施設を有するもの。

※上段：一団体当りの施設数及び医療従事者数、下段：人口1万人当りの施設数及び医療従事者数

⑥上下水道・ごみ処理等

上水道等普及率は、95.7%と兵庫県全体を下回っています。また、生活排水処理率は、95.2%と兵庫県全体を上回っています。

ごみ処理実施率は、100.0%となっています。

表 上水道・ごみ処理等の状況

	上水道普及率 H15.3.31	生活排水処理率 H15.3.31	ごみ処理実施率
新 市	95.7%	95.2%	100.0%
兵 庫 県	99.7%	93.3%	100.0%

資料：上水道普及率…兵庫県水道統計調査(2003.3)

生活排水処理率…兵庫県水質課調(2003.3)

5. 新市の概況まとめ

(1) 新市の特色

- ◆京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道29号が交差しており、西播磨内陸の交通の要衝となっています。
- ◆森林資源、水資源を中心に豊かな自然資源を有しています。
 - ・ 氷ノ山、三室山など、県下を代表する山々を有する。
 - ・ 広大な面積を占める森林は、良質の杉、檜の生産地となっている。
 - ・ 名水百選（千種川）、日本の滝百選（原不動滝）、かおり風景百選（千年藤）に選定された、全国を代表する資源を有している。
 - ・ 清流及びその源流が地域内を流れ、また多くの名水を有している。
 - ・ 各地の溪谷が、四季を通じた美しい景観美を生み出している。
 - ・ 豊かな自然を背景とした、特色ある農林産物の生産が行われている。
 - ・ しそう森林王国の建国により、自然と共にいきる環境づくりが進められている。
- ◆時代毎の歴史遺跡や伝統芸能等が数多く分布しています。
 - ・ 「播磨国風土記」に記される歴史と伝説のふるさとである。
 - ・ 縄文時代、古墳時代といった古代から、江戸時代にいたるまでの歴史を今に伝える遺跡等が数多く分布している。
 - ・ 神社を中心に伝わる祭事、伝統芸能が継承されている。
- ◆自然を活かした観光資源、レクリエーション施設を多数有しています。
 - ・ 地域内には温泉を多数有し、温泉を利用した健康・交流施設が整備されている。
 - ・ スキー場、キャンプ場といった四季を通じたレクリエーション施設やスポーツ施設を有している。

(2) 人口動向

- ◆総人口は、減少傾向が一層進んでおり、地域全体の活力の低下が懸念されます。
- ◆世帯数は、増加傾向にあるものの、その伸びは鈍化しています。また、核家族化が進行しています。
- ◆年少人口が減少する一方で、老年人口が増加しており、少子高齢化が進行しています。

(3) 産業動向

- ◆第3次産業が最も多く就業人口は約5割を占めており、増加傾向にあります。
- ◆第1次産業、第2次産業の就業人口割合は減少傾向にあり、特に第1次産業の割合は、昭和55年から平成12年にかけて半減しています。
- ◆工場における製造品出荷額、商業における年間販売額は、近年減少傾向にあります。
- ◆地域の農業は米作が中心で、昭和60年以降農業生産額は減少傾向にあります。
- ◆地域の主要産業であった林業は低迷しており、森林が持つ公益的機能に及ぼす影響が懸念されています。
- ◆自然観賞・温泉等を目的とした観光入り込み客が、年間約145万人と増加傾向にあり、そのうち9割が日帰りとなっています。

(4) 公共施設等の状況

- ◆中国自動車道及びこれと交差する国道29号や、北部を軸に結ぶ429号及び主要地方道、一般県道等により道路交通網が形成されています。
- ◆公共交通は中国自動車道を通るハイウェイバスと地域内の路線バスに依存しています。
- ◆各地域に特色ある施設が立地しています。
- ◆福祉施設や社会教育施設が比較的充実しています。
- ◆医療関連施設については、県全体に比べ施設数や従事者数の不足が見られます。
- ◆上水道施設の普及率は県全体を下回り、生活排水処理率は県全体を上回っています。

2-2 関連計画の整理

各町振興計画等の関連計画におけるまちづくりの方向性を整理しました。いずれの計画においても、“自然との共生、人へのやさしさ・ふれあい・やすらぎ、にぎわいや活力、住民とともに創る”といった、共通の方向性を有していることがうかがえます。

表 関連計画（各町振興計画等）に見る各地域のまちづくりの方向性

	将来像・理念	基本目標等
山崎町	◆将来像 「人・くらし・自然」…共生し彩りのあるまち やまさき ～知恵と汗を出し合うまちづくり～ ◆将来像の実現に向けての柱 ○人と自然が共生し、未来につながるまち ○人と人のふれあい、学ぶよろこびのあるまち ○まちを支えるにぎわい、活力のあるまち	◆まちづくりの基本目標 ○文化の薫り高く、心がふれあい、生きがいのあるまちづくり（教育・文化） ○人と人とが支え合う健康と安心のまちづくり（健康・医療、福祉） ○個性を活かし、自然と共生のまちづくり（自然共生、環境） ○潤いとゆとりのある快適なまちづくり（交通、生活基盤） ○活気にあふれ、魅力のあるまちづくり（産業） ○自治意識の高い自立のまちづくり
一宮町	◆将来像 いのち育む一宮 iからはじまるまちづくり i「あい」とは 一宮町（ichinomiya・cho） 私（I） 一宮町に住む あい 豊かな自然・古い歴史と文化・創造する文化・人 愛 あ 出逢い 喜び	◆基本目標 ○いきいきと成長する人々（教育、文化・芸術） ○共に生きるやすらぎのある社会（福祉、保健・医療） ○共生をめざす環境（交通、情報化、自然共生、生活基盤） ○地域特性を生かした活力ある産業（産業） ○住民とともに歩む行政（住民参加、行財政運営）
波賀町	◆将来像 人にやさしく、自然にやさしく、すべての生命を大切に、ともに創るまち 波賀 ◆将来像の実現に向けてのキーワード ○町民のみんなが主役 ○魅力・ブランド・らしさの創出 ○生きがいつくりとひとつづくり	◆施策の大綱 ○交流と協働による楽しく活力あるまち（交流、住民参加、行財政） ○住み慣れた地域で安心して暮らせる笑顔あふれるまち（福祉、保健・医療） ○地域の特性を生かした元気でうるおいのあるまち（産業） ○自然の恵みを生かした安全で住みよいまち（自然共生、生活基盤、交通、情報化） ○生涯を通じ文化の薫り高く豊かなところを育むまち（教育、芸術・文化）

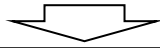
	将来像・理念	基本目標等
千種町	◆基本理念 人と人、人と自然が共生する、 “ふるさと”の創造をめざす町づくり	◆基本目標 ○心身共に健全な人づくり (教育・文化、交流) ○人と人、人と自然にやさしい快適環境づくり (自然共生、交通、情報化、生活基盤、) ○環境にやさしい活力ある生活基盤づくり (産業) ○共に生き、共に助け合い支え合える社会福祉づくり (福祉、保健・医療) ○地域と共生する行政づくり (住民参加、行財政)
ふるさと市町村圏計画	◆将来像 住民参画と協働のもと ○豊かな環境を守り、育てる「しそう」 ○みんなが安心して暮らし、集い、ふれあえる「しそう」 ○循環型の産業をつくる「しそう」	◆施策の基本方針 ○環境適合型地域をめざす環境づくり ・環境適合型地域をめざして(自然共生) ・環境と調和した基盤づくり (生活環境、交通、情報化、生活基盤) ○健康と生きがいを育む場の形成と多彩な交流の展開 ・活力に満ちた地域づくり(福祉、保健・医療) ・学びを深め文化を育む人づくり(教育・文化) ・活力ある交流環境づくり(交流) ○自然と共生した地域産業の振興 ・「しそう」を活かし、守り、育てる産業(産業) ○県民オアシスしそう森林王国の形成 ・グランドデザインに基づく事業の推進
21世紀兵庫長期ビジョン	～西播磨地域～ ◆基本姿勢 一人ひとりの自己実現を大切に、地域とともに生きる ◆6つの夢 ○生きがいをもちて暮らそう(自己実現社会) ○人と人が創る豊かな人間関係を広げよう(人の輪社会) ○住みなれた地域で支え合ってともに生きよう(安心安全社会) ○人と自然の営みが調和した循環型社会をめざそう(環境王国) ○うるおいとにぎわいのある地域をつくらう(日本の祭都) ○世界につながる創造的で活力ある社会をめざそう(世界の光都)	◆取り組みの方向 ○中核都市機能の強化 ・広域交流中核都市機能の強化 ・歴史文化や地域産業を活かしたまちづくり ○播磨科学公園都市が先導する先端技術のまちづくり ・播磨科学公園都市のまちづくり ・先端技術と地域の産業・文化が調和した西播磨交流都市圏づくり ○豊かな自然を活かした流域交流の地域づくり ○森・山・田園を活かしたまちづくり ○海・島・光・緑を活かしたまちづくり

2-3 住民意識調査の概要

新市建設計画の策定にあたり、将来のまちづくりの方向性やまちづくりに対する現状評価、今後の重要な施策等について、住民意向の把握を行うことを目的にアンケート調査を実施しました。以下にその結果概要を示します。

(1) まちの将来像について

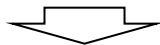
- 4町ともに、「健康で安心して暮らせるまち」が最も高く、2番目に「自然環境を大切にするまち」、3番目に「福祉体制の充実したまち」となっています。
- 続いて「便利で快適に暮らせるまち」「地域産業の元気なまち」「商工業がさかんなまち」「教育・文化のまち」が高くなっています。
- 年齢別には、10歳代で「自然環境を大切にするまち」が1位、「健康で安心して暮らせるまち」が2位と逆転しており、10～30歳代で「便利で快適に暮らせるまち」が3位、「福祉体制の充実したまち」が4位と逆転しています。



豊かな自然環境を大切にしながら、その中で心身が健康で安心して暮らせるようなまちづくりを望んでいることがうかがえます。また若年層で、便利さや快適さを求める声が大きくなっていることがうかがえます。

(2) 現状の地域の満足度・不満足度について

- 4町全体で満足度については、「上下水道施設の整備」「健康づくり対策」「身近なコミュニティ施設の充実」が上位3位を占めています。
- 不満足度については、特に「公共交通の充実」や、「地域内での雇用対策」「工業の振興」「商業の振興」「農林業の振興」「特色ある産業の振興」「観光交流の振興」など「産業」分野の満足度が低くなっています。

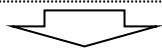


比較的整備の進んでいる施設に対しては、一定の満足評価が得られている一方、交通利便性の確保や産業振興に係る対策については十分とは言えない状況がうかがえます。

(3) 合併後の重要施策について

- 全体において、「地域内での雇用対策」と「医療施設・体制の充実」が突出しており、次いで「高齢者福祉の充実」「幹線道路の整備」「公共交通の充実」「青少年の健全育成」が高くなっています。
- 居住地別にみると、一宮町・千種町で「幹線道路の整備」の要望が特に高くなっています。
- 年齢別にみると、概ね、10歳～20歳代では「公共交通の充実」「スポーツの振興」「商業の振興」「情報・ネットワークの充実」、30歳代では「子育て支援体制の充実」、30歳～40歳代では「医療施設・体制の充実」「学校教育の充実」、50歳代以降では「高齢者福祉の充実」「青少年の健全育成」「農林業の振興」「住民と行政の協力による環境の充実」が相対的に高くなっています。

○性別にみると、概ね、女性では「公共交通の充実」「医療施設・体制の充実」「高齢者福祉の充実」が、男性では「幹線道路の整備」「自然環境の保全」「情報・ネットワークの充実」「農林業の振興」「特色ある産業の振興」が相対的に高くなっています。

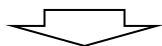


不満足度の高い産業振興や道路交通網の充実に対する要望がやはり高いことに加え、医療・福祉対策、青少年の健全育成といった施策に対する要望が強いことがうかがえます。

またこれに加え、若年層では商業やスポーツといった日常的な娯楽環境の充実、中年層では子育てや学校教育に係る施策を望むなど、各層の関心事に応じた施策の推進が求められています。

(4) 合併への期待点について

- 4町全体では「町長・議員・職員などの減少による経費の削減ができる」が最も高く、次いで「広域な視点でまちづくりが実施できる」「環境・産業・観光など広域的な取り組みができる」「公共料金の見直しができる」「高度な行政サービスが実施できる」「地域のイメージアップや若者の定住促進につながる」の順に高くなっています。
- 居住地別にみると、「広域な視点でのまちづくり」が一宮町・千種町で、「公共料金の見直し」が山崎町で比較的高い傾向にあります。
- 年齢別には、特に「町長・議員・職員などの減少による経費の削減ができる」が年齢があがるほど高い傾向にあります。
- 性別に見ると、「広域な視点でのまちづくりが実施できる」「環境・産業・観光など広域的な取り組みができる」について、男性で比較的高い傾向にあります。



合併の手法を活かしながら、行財政の効率化や、単独町では実現が困難な広域的な施策展開の強化を図り、住民負担を抑えながら行政サービスの強化や地域全体の発展・活性化を図っていくことが望まれています。

(5) 合併への不安点について

- 4町全体では「区域が大きくなり、行政サービスが低下する」と「自分たちの地域が取り残される」が高く、次いで「公共料金が高くなり負担が重くなる」「役所が遠くなり不便になる」の順に高くなっています。
- 居住地別にみると、特に、「区域が大きくなり、行政サービスが低下する」は山崎町で高く、「自分たちの地域が取り残される」は一宮町・波賀町・千種町で高くなっています。
- 年齢別には、特に「役所が遠くなり不便になる」が70歳代以上で高く、「公共料金が高くなり負担が重くなる」が20～40歳代で高い傾向にあります。
- 性別に見ると、女性で「役所が遠くなり不便になる」が高く、男性で「区域が大きくなり、行政サービスが低下する」「自分たちの地域が取り残される」が比較的高い傾向にあります。



住民負担を抑えながら、行政サービスの維持・向上と地域全体のバランスある発展を望む意向がうかがえます。

2-4 新市まちづくりの主要課題

以上の4町の現状に加え、合併の必要性（取り巻く環境の変化）や関連計画における方向性、および住民ニーズを踏まえつつ、新市におけるまちづくりの主要課題を、以下のよう設定します。

<課題抽出に向けた流れ>

■4町の特性

- ・ 中国自動車道と国道29号が交差する、西播磨内陸の交通の要衝としてのポテンシャル
- ・ 森林資源、水資源を中心とする豊かな自然資源と、それらを背景とした地域産業
- ・ 時代毎の歴史遺跡や伝統芸能等が数多く分布
- ・ 自然を活かした多数の観光資源やレクリエーション施設
- ・ 循環型社会の構築に向けた先進的取り組み

■主な問題点

- ・ 人口が減少し、地域活力の低下が懸念
- ・ 年少人口が減少し、老年人口が増加しており、少子高齢化が進行
- ・ 地域産業の低迷、担い手の不足
- ・ 利便性の低い公共交通ネットワーク
- ・ 医療関連施設の施設数、従事者数の不足

■合併の必要性（取り巻く環境の変化）

- ・ 地方分権社会への対応
- ・ 人口構造の変化（少子高齢化）への対応
- ・ 広域的課題（住民の生活圏拡大、環境対策、防災対策、産業振興、その他）への対応
- ・ 財政安定化への対応

■関連計画の方向性

- ・ 人や自然を大切にすることを基本に、人や自然にやさしく、自然や歴史文化をまちづくりに活かす姿勢
- ・ 地域のふれあいと支えあいを大切にしながら、一人ひとりが健康で、やすらぎをもてる社会を築いていく姿勢
- ・ 豊かな自然を背景とした産業の振興を通じて、活気にあふれた魅力あるまちづくりを進めていく姿勢
- ・ 住民と行政が協力しながら、自立した地方自治を確立していく姿勢

■アンケートに見る住民の意識

○まちの将来像に対する意識

- ・ 健康で安心して暮らせるまち
- ・ 自然を大切にするまち
- ・ 福祉体制の充実したまち
- ・ 便利で快適に暮らせるまち
- ・ 地域産業の元気なまち

○現状の地域に対する不満足度が高い施策

- ・ 公共交通の充実
- ・ 地域内での雇用対策
- ・ その他産業振興全般の施策

○合併後の重要施策に対する要望

- ・ 地域内での雇用対策
- ・ 医療施設・体制の充実
- ・ 高齢者福祉の充実
- ・ 幹線道路、公共交通の整備充実
- ・ 青少年の健全育成

○合併に期待すること

- ・ 行政経費の削減
- ・ 広域的な視点に立ったまちづくり

○合併についての不安

- ・ 区域拡大に伴う行政サービスの低下
- ・ 周辺地域が取り残される

■新市まちづくりの主要課題

- ① 豊かな自然環境の保全と活用
- ② 健康で安心できる暮らしの確保
- ③ 産業の活性化と雇用機会の創出
- ④ 心身ともに健全な青少年の育成と生涯学習の充実
- ⑤ 生活環境の充実による定住の促進
- ⑥ 住民との協働による効率的な行財政運営の実施

① 豊かな自然環境の保全と活用

古来より守り育てられてきた水と緑の豊かな自然環境は、地域の大きな魅力であると同時に、その環境は地域づくりの大切な資源となっています。しかし、集落における人口の減少や高齢化、さらには林業等の産業の低迷などから、その様な自然環境の維持管理が行き届かず、一部荒廃してきている地域も見受けられます。

まちの将来像について、「自然環境を大切にすまち」を望む住民の意向は強く、また、合併後の重要施策として「ごみ省資源対策、リサイクル体制の充実」を求める声も比較的高い割合を示しています。

このため、この豊かな自然環境を地域全体で守り育て、また様々な活動の場として活用していくことで、その恵みを後世へと継承していくことが必要です。

② 健康で安心できる暮らしの確保

新市は、高齢化率が県平均を大きく上回っているなど、高齢化が急速に進行しており、特に北部の中山間地域においてその傾向が強くなっています。その様な高齢化の現状を反映し、まちの将来像については「健康で安心して暮らせるまち」や「福祉体制が充実したまち」を望む住民の意向は非常に強く、また、合併した場合の重要施策においても、各世代で医療施設・体制や福祉の充実に関する要望が多くなっています。

一方、新市には山崎断層が位置していることに加え、中山間地域では各種災害の発生頻度が高いことなど、震災を含めた各種災害を最小限に食い止めるための十分な防災対策が求められます。

こうしたことから、高齢者や障害者をはじめとするすべての住民が、健康で安心して暮らせる環境の確保が必要です。

③ 産業の活性化と雇用機会の創出

地域の基幹産業である農林業等においては、担い手の不足や生産物の価格低迷などにより、停滞を続けています。また、その様な地域産業の停滞は、若年層の流出の一因ともなっています。

「産業の振興」、「地域内での雇用対策」については、住民の不満度が極めて高く、今後の重要施策としての要望も非常に高くなっています。

このため、第1次産業の付加価値化や担い手の育成等による、地域産業の維持、活性化対策を今後とも進めていくとともに、産業間の連携や、特色ある地域の特性を活かした新たな産業の開発・育成に努め、地域内での雇用の創出を図ることが必要です。

④ 心身ともに健全な青少年の育成と生涯学習の充実

少子化や若年層の地域外への流出に伴い、地域社会を支える人材の育成が大きな課題となっています。また、全国的に青少年による犯罪等が社会問題化してきており、子どもたちの教育に対する、学校や家庭、地域のあり方が問われています。住民の意向でも、「青少年の健全育成」に対する要望が高く、中年層では「学校教育の充実」に対する要望が高くなっています。

子どもたちが将来に夢を抱き、また、すべての住民が個性を尊重しあいながら、地域の中で交流したり、芸術や文化に触れ、学び、創造の楽しさを感じ続けることができるような人権尊重の環境や生涯学習環境の充実を図ることにより、地域への誇りやコミュニティそして住民一人ひとりの生きがいを育んでいく必要があります。

また、子どもたちの人に対するやさしさ、そして現代社会を生き抜く豊かな創造力を育んでいくため、学校教育の充実はもとより、学校・家庭・地域が一体となった取り組みが必要です。

⑤ 生活環境の充実による定住の促進

新市全体の人口は減少傾向にあり、今後さらなる地域活力の低下が懸念されます。

生活環境に関する住民の意向をみると、「幹線道路の整備」に対する要望が特に北部地域の住民の中で強いことに加え、若年層では「公共交通の充実」や「情報・ネットワークの充実」、「スポーツの振興」、「商業の振興」等に対する要望が高く、中年層では「子育て支援体制の充実」に対する要望が高くなっています。

こうしたことから、新市への定住化を促進し、各地域の特性に応じた活力の維持・向上を図っていくためには、人々の生活行動に応じた道路・交通ネットワークの形成をはじめ、若年層が日常的に時間やお金を消費する場となる魅力ある商業施設やレクリエーション施設の充実、さらには子育て支援環境の充実が必要です。

⑥ 住民との協働による効率的な行財政運営の実施

合併に対する住民の期待点としては、「町長・議員・職員などの減少による経費の削減」が突出し、また、不安点としては「区域が大きくなり行政サービスが低下する」や「周辺地域が取り残される」といった意見が最も高くなっています。

今後一層増加し、多様化する住民ニーズや、高度な地域課題への対応が必要となる中で、行政の人員・経費の削減と、現行政サービスの維持の両立を、行政内部の取り組みだけで実現していくのは困難な状況にきています。

これからの分権社会でのまちづくりについては、地域住民が主体的に取り組み、行政と協力しながら地域課題の解決や、個性ある地域づくりを行っていくことが求められています。またその様な協力関係を築くことにより、行政においては、住民の主体性を重視した政策判断や組織の再編、効果的な公共投資を行うなど、行財政運営の一層の効率化を進めていく必要があります。

第3章 新市まちづくりの基本方針

1. 新市まちづくりの基本理念

地域の特性、住民ニーズ及び主要課題等を踏まえつつ、新市におけるまちづくりの基本理念と将来像を設定します。この様な将来像を合い言葉に、住民のみなさんとの支え合い、連帯のもと、明るい未来を創造していきます。

【ひと・ほほえみ】

すべての人が安心と生きがいのもてるまちに

- ・子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができる社会を、地域で支え合いながら築きます。
- ・すべての人の人権を尊重し、幅広い社会参加を促すまちづくりをめざします。
- ・安心して子育てをし、心地よく老後が過ごせるよう地域コミュニティを大切にします。
- ・住民の主体的な学習や地域のまちづくり活動などを促進し、一人ひとりの個性と能力を発揮できる生きがいのもてる社会を築きます。

【自然・やすらぎ】

豊かな自然の恵みとやすらぎを実感できるまちに

- ・地域の大切な資源である豊かな森や清らかな川の流れなどの自然を守り育て、地域に根ざした伝統文化や森林文化を継承し発展させます。
- ・溪谷の自然美や、やすらぎを感じさせる田園風景など、地域の美しい風景を守り育てます。
- ・自然の恵みを、食・学・遊等様々な形で住民や来訪者に提供・発信します。
- ・地域の持続的な発展を図るため、環境にやさしい循環型社会を構築します。

【まち・いきいき】

住み心地のよい活気あふれるまちに

- ・身近な公園やレクリエーション施設の充実、上下水道の整備、情報基盤の整備など、快適でうるおいのある定住環境を形成します。また、人や環境に配慮しつつ、道路・交通基盤を充実し、地域住民、来訪者の利便性の向上と地域のバランスある発展に努めます。
- ・元気に満ちた地域産業や環境に適合した産業を育成し、雇用機会を創出します。また、若者にも魅力のもてるまちづくりを進めます。さらに、多様な観光資源を活用し、地域の活性化につなげます。
- ・多くの人々が集い、ふれあう様々な交流を推進します。
- ・行政サービスや情報公開を推進し、開かれた行政をめざします。

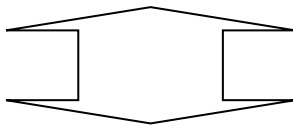
2. 新市の将来像

(1) 新しいまちの将来像

以上のまちづくりの基本理念を踏まえ、めざすべき新市の将来像（まちのイメージ）を以下のように設定します。

■新しいまちの将来像

人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち



■新市まちづくりの基本理念

【ひと・ほほえみ】

すべての人が安心と生きがいのもてるまちに

【自然・やすらぎ】

豊かな自然の恵みとやすらぎを実感できるまちに

【まち・いきいき】

住み心地のよい活気あふれるまちに

(2) 将来像実現に向けての住民と行政の姿勢

◆住民や地域が自らまちづくりを考え、取り組んでいく姿勢

住民の合併に対する期待や、新市の厳しい財政状況を踏まえると、合併を通じた思い切った行財政改革を行うことが必要です。一方、現在の行政サービス水準を維持し、なおかつ高度化する住民ニーズへの充実を図っていくためには、まちづくりに対する住民の関わり方についても、変革が求められます。

限られた財源の中で新たな公共投資を実施するためには、既往の施策やサービスを含めた優先順位の見直しや、住民やボランティア、民間事業者等の協力がこれまで以上に必要となります。すなわち、住民自身が行政の政策検討の場に積極的に参加し、真の豊かさの実現に向けて何が重要であるかを主体的に考え、更に優先順位を判断し、行政とともに取り組んでいくという姿勢が不可欠となります。

また、顕在化する地域の問題や課題に対しては、まずは住民や地域が自ら何ができるかを考え、その上で、自分たちの地域だけでは改善が困難な課題については、行政との連携・協力のもと取り組んでいくという、住民と行政との従来の「サービスを受ける側」と「サービスを提供する側」の関係から「共にサービスをつくりだす」関係に再構築していく必要があります。

そのためにも、住民と行政が協働して、よりよいまちを築いていくための理念を共有するとともに、住民参加や地域自治に関する組織のあり方や仕組みづくりの強化をめざし、改革を進めていきます。

◆職員の意識改革・行財政改革に取り組んでいく姿勢

国や地方の行財政状況は非常に厳しい状況にあり、また地方分権の進展に伴い、地方自治体の役割が大きく変化しつつあります。新市においては、経費の削減と住民サービスの維持という根源的な行政課題への対応を着実に遂行する一方で、職員の創意工夫による自主的・主体的な施策の展開が求められています。

経費の削減については、効率性と住民サービスの行いやすさの観点から、行政組織の再編と縮小化に努め、その実現をめざします。

一方、真の住民ニーズに対応した施策展開に向けては、住民の意向把握や主体的なまちづくり活動のサポートにこれまで以上に努めることにより、住民と行政それぞれが果たすべき役割について十分に確認しあい、ともに実践していくという姿勢への意識改革を図っていきます。

そのため、行政組織・体制の強化を図るとともに、行政経営の基盤となる予算の使い方や人員の配置等については、行政評価に基づいたチェックを行い、達成したい成果に応じて柔軟に運用していきます。

3. 新市の将来フレーム

新市の将来フレームとして、合併後概ね10年後である平成27年時点での推計を行い、これをもとに、目標とする人口を設定します。

(1) 総人口・世帯数

総人口は、地域外への人口流出等により減少傾向にあり、平成2～7年に比べて平成7～12年の減少率は大きくなっている状況です。このため、このままの趨勢で推移した場合の推計人口は、平成27年では約37,400人と、平成12年から約8,000人の人口減少が予測されます。

人口は、まちの活力を支える基本であり、人口の維持が強く望まれることから、今住んでいる人たちが、地域で住み続けたいとなるようなまちづくりを進めます。

また、若年層の定住対策や子育て支援等を進め、出生率や若年層の定着化を図るとともに、地域の豊かな自然環境を活かしつつ、一時居住も含めた新たな居住者の受け皿づくりについても強化を進めます。

さらには、夜間人口の確保だけでなく、自然・農林業・歴史文化等の多彩な観光レクリエーション資源を活かしながら、地域内外の人でにぎわい、それがまちの活力や産業振興につながるような、交流人口の増加をめざします。

以上の観点を踏まえ、定住環境の向上を総合的に推進し、社会人の流出の抑制等を図るものとし、将来（平成27年）における人口としては、約40,000人をめざします。

世帯数については、1世帯当たり人員が核家族化の進展により減少傾向にあり、このままの趨勢で推移すれば、平成27年には1世帯当たり人員が2.94人となり、総人口約40,000人をめざすとすれば、世帯数は約13,600世帯になると想定されます。

(2) 年齢別人口

年齢3区分別人口は、少子高齢化の進展や若年層の流出等により、若い年齢層の比率が低く、高齢者割合の高い人口構造に急激に変化しています。このため、このままの趨勢で推移した場合の年齢3区分別人口の比率は、平成27年では、年少人口（14歳以下）11%、生産年齢人口（15～64歳）57%、老年人口（65歳以上）32%と予測されます。平成12年と比べると、年少人口に対する老年人口の比率は、1.4から3.0と急激に増加する見通しです。

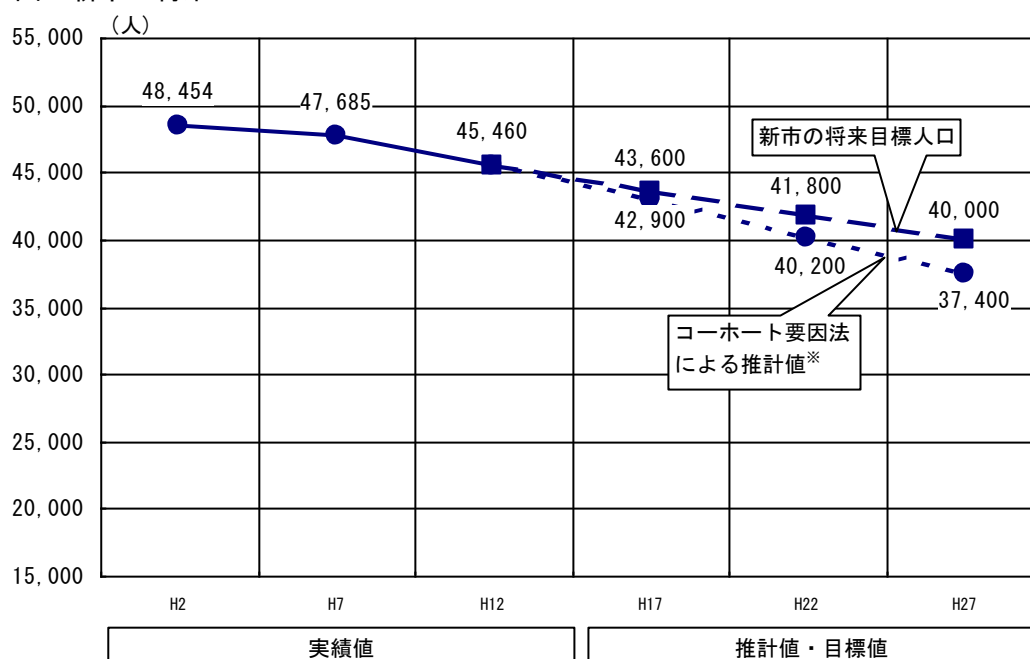
年齢構成については、まちの活力を維持・強化していくためにも、年少人口や生産年齢人口の定住促進を図り、また、いったん何らかの事情で地域外に移動しても、Uターンで戻ってくるような、愛着度の高いまちづくりを進めます。

表 新市の将来フレーム

(単位：人、世帯)

区 分		実績値		推計値			目標値
		平成7年	平成12年	平成17年 (合併)	平成22年 (5年後)	平成27年 (10年後)	平成27年 (10年後)
総 人 口		47,685	45,460	42,900	40,200	37,400	40,000
年 齢 別 人 口	0～14歳 (年少人口)	8,803	7,481	6,100	5,000	4,000	4,300
		18.5%	16.5%	14.2%	12.4%	10.7%	10.8%
	15～64歳 (生産年齢人口)	29,215	27,373	25,800	24,000	21,400	22,900
		61.3%	60.2%	60.1%	59.7%	57.2%	57.2%
	65歳以上 (老年人口)	9,667	10,606	11,000	11,200	12,000	12,800
		20.3%	23.3%	25.6%	27.9%	32.1%	32.0%
世帯数		12,784	12,989	12,960	12,880	12,720	13,600
一世帯当たり人員		3.73	3.50	3.31	3.12	2.94	2.94

図 新市の将来フレーム



※コホート要因法は、人口の変動要因を出生、死亡、移動に分離して考察する方法であり、将来の出生数、死亡数、移動数に分けて推計することが可能である。

4. 新市まちづくりの基本方針

新市のまちづくりの理念と将来像を実現していくために、「新市まちづくりの基本方針」を以下のように設定します。

① 健康と福祉を育てる安心のまちづくり

住民の多くは、将来の地域づくりについて、健康で安心して暮らせるまちづくりを望んでいます。また、いつでも気軽に医療などを受けることができる医療・福祉サービスの充実をはじめ、高齢者などがこの住み慣れた地域で、安心と生きがいをもって暮らせる環境づくりや、誰もが安心して子どもを産み、育て、健やかに成長していける環境づくりが求められています。

このため、子どもから高齢者まで誰もが健康で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の充実に努めるとともに、地域で助け合い・支えあう体制づくりを進めていきます。

② ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり

急速に進展する今日の社会情勢の変化は、子どもや青少年の生活や意識に大きな影響を与えており、様々な問題が顕在化しています。子どもたちや青少年の人間性豊かな心を育てていくため、子育て支援環境や学校教育環境の充実とあわせて、地域全体で子どもたちを守り育てる取り組みを進めていきます。また、お互いの人権を尊重しあう人権社会の構築に努めていきます。

ライフスタイルの変化や人々の価値観が多様化するなかで、住民の学習ニーズも多様化、高度化しています。こうした活動をより充実し、様々な学習機会を通じて人間性豊かで創造力に富んだ人材を育成していくことが必要です。

地域内には豊かな自然や、時代毎の歴史遺跡、伝統文化が数多くあります。住民の地域への愛着や誇りを育むためには、これらの地域資源を活かした体験型学習の推進や、特色ある地域文化の醸成に努めていく必要があります。

このため、次代を担う子どもたちや青少年が自己実現できる環境づくりを進めるとともに、誰もが、自ら学び、生きがいを創造する生涯学習の推進や、伝統文化などの保存・継承・発展に努めていきます。

③ 豊かな自然を大切にする共生のまちづくり

豊かな森林や清らかな川の流れは、野生生物の生息の場であるだけでなく、人々の憩いや学びの場を提供してくれるとともに、地域の発展に大きな役割を果たしています。また、のどかな田園風景は、住民や来訪者にも心のやすらぎを与えてくれます。

地域の持続的な発展を図っていくためには、この様な豊かな自然の保全と創造的活用が非常に重要であると考えます。

また、ゼロエミッションを基調とした循環型社会の構築に向け、住民・事業者・行政の環境共生に対する意識の向上と、具体的な取り組みを推進していきます。さらに、やすらぎが感じられる美しい景観の創造に努めていきます。

④ 快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり

豊かな自然環境はもとより、この地域で暮らす人々にとって、居住性、安全性、利便性など、快適な生活環境が確保されていることは、うるおいとやすらぎに満ちた生活を営むうえで大切であり、定住性を高めていくことにもつながります。また、地域の活性化を図るためには、多くの人々がこの地域に集い、ふれあい、盛んな交流を行うことが必要です。

このため、魅力のある生活拠点など高い都市機能の創出をはじめ、道路・交通における利便性の向上、情報基盤の整備等とあわせて、自然やゆとりが感じられ、環境との共生に配慮した住まいづくりや、災害に強いまちづくりを推進していくなど、子どもから高齢者まで誰もが安全で住みよく、また交流さかんなまちづくりを進めていきます。

⑤ 活力のある産業が支える豊かなまちづくり

国内の長期景気低迷の影響などにより、農林業を中心とした地域産業は停滞が続いています。地域住民の安定した暮らしの確保や地域の活力を高めていくためにも、産業の振興と雇用機会の確保が強く求められています。また、産業の振興にあたっては、地域の豊かな自然環境の保全に配慮することが大切です。

このため、農林業においては、規制緩和の動向を十分に加味しながら、新たな営農・営林展開のあり方を検討し、観光産業との積極的な連携を図るなど、多角化や高付加価値化に努め、産業としての活性化と雇用機会の拡充に努めていきます。

また、にぎわいあふれる拠点性の高い商業地の形成や、豊かな自然環境を守り育てるための環境適合型の産業を育成するとともに、自然資源の活用や、福祉などに関連した新たな産業の育成を図り、雇用機会の創出に努めていきます。

⑥ 住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり

地方分権一括法の施行を背景に、自己決定・自己責任の原則に基づく市町村の自立が求められています。

また、限られた財源の中で、少子高齢化や環境問題など、地域が直面する各種課題に適切に対処していくためには、従来の行政主導型のまちづくりでなく、行政情報を積極的に開示することにより、地域に生活し、地域に関わる住民自らが、行政施策や住民の役割を考え、行政との協働のまちづくりに主体的に参加するようなくみづくりが必要です。

このため、多様化・高度化する住民のニーズに対応できる、行政サービスの維持・充実をめざし、行政評価システムの確立や、経費の合理化、重点的な公共投資の推進を行うなど、効率的、効果的な行財政運営を進めていきます。

さらには、住民自らが、まちづくりへのアイデア提案や施策評価・決定、住民相互の助け合いや魅力あふれるまちの環境づくり、様々な交流活動に対し、積極的に参画するなど、よりよい地域をみんなで支えあうような、住民の主体的なまちづくり活動の機会充実と支援環境の充実を進めていきます。

5. 地域整備（地域構造）の方針

（1）地域構造の基本的考え方

将来の地域整備は、地域の現状や課題、住民意向、基本理念等を踏まえ、将来のまちの空間構成のあり方を明らかにするものです。このため、4町においては、将来像の実現を図るため、以下のような考え方に基づき、新市の地域構造を形成していきます。

①地域全体のバランスある発展と一体性の強化をめざしたまちづくり

地域全体の均衡ある発展と、地域全体が連携し一体となったまちづくりの推進を図るため、各地域の資源特性を活かした活力あふれる環境づくりを進めます。

②すべての人の安心を支える移動・交流しやすいまちづくり

子どもから高齢者まで全ての住民の日常生活や相互交流、来訪者との交流など、移動・交流しやすいまちづくりをめざし、地域内外を連携する幹線道路ネットワークの強化を図るとともに、公共交通サービスの強化や利用促進、さらには高度情報ネットワークの整備強化を進めます。

③豊かな自然を活かした魅力あふれるまちづくり

「しそ森林王国」の実現をめざし、揖保川・千種川等の清流や氷ノ山後山那岐山国定公園等の美しい山々、さらには地域の農林業資源や歴史文化遺産等を、魅力あふれる生活環境の創造、誇りと愛着を育てる生涯学習・交流環境等の充実、さらには産業や観光レクリエーション振興等に積極的に活かしていくような環境づくりを進めます。

④市民の交流とにぎわいを創造する多極連携型のまちづくり

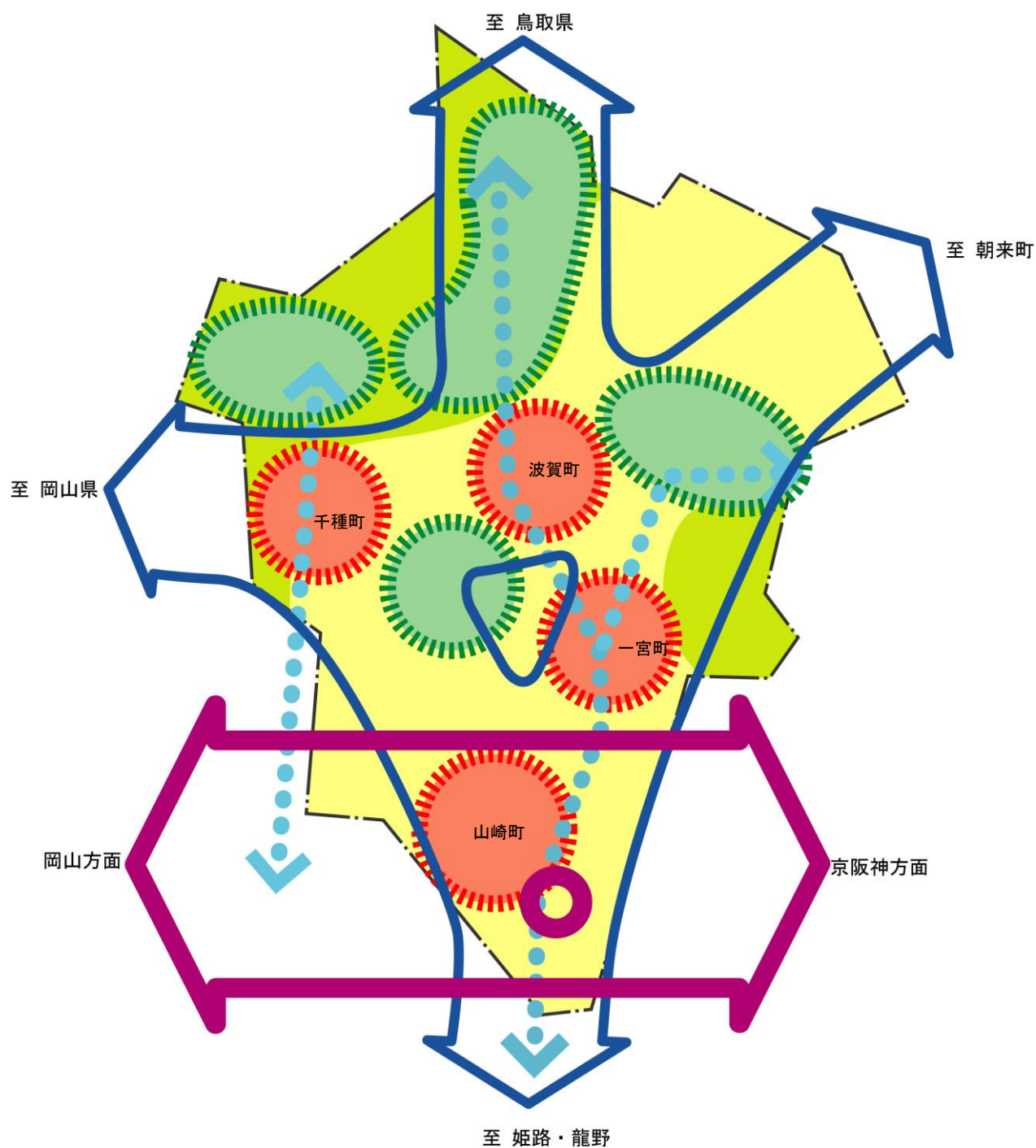
住民主体の交流やまちづくり活動の促進、各種行政・商業等の生活支援サービスの充実を図るため、各地域の公共施設等の既存施設を活かした拠点づくりを進めるとともに、各地域の観光・レクリエーション・文化等資源を活かした地域内外の交流拠点づくりを進め、それらの特色ある拠点の連携による活力あふれる多極連携型のまちづくりを進めます。

⑤広域交流を促進するまちづくり

中国自動車道・中国横断自動車道姫路鳥取線・播但連絡道路等に囲まれ、姫路・神戸・大阪などの主要都市へのアクセスの良さや県境を越えた岡山・鳥取県からの入り口部に位置する立地特性を活かし、広域圏との観光・交流活動が活発に行われるような拠点の整備とネットワーク化、アクセス道路の整備充実等を進めます。

(2) 地域構造の形成方針

区分		地域構造の方針
拠点	生活にぎわい 交流拠点	・4町の現在の役場を中心とする地域については、既存の公共公益施設の集積を活かし、行政サービス・福祉・教育・商業等の各種住民生活サービスを支援する拠点、さらには各地域での特性を活かした住民参加や各種交流を支援する拠点として、各地区の特性を踏まえた環境の充実を図ります。
	自然ふれあい 交流拠点	・新市の骨格となる個性的な自然・歴史文化等に親しむことのできる主要施設や資源が集積する地区については、市民の生涯学習・健康スポーツ・創造活動等の交流の拠点として、また、農林業資源を活かした体験や新たな産業の活力を創造する拠点として、各地区の特性に応じて、特色ある環境の整備充実を図ります。
ゾーン	自然公園ゾーン	・氷ノ山後山那岐山国定公園や県立自然公園（音水ちくさ、雪彦峰山）については、広域圏を代表する良好な自然環境の保全を図るとともに、しそ森林王国の魅力強化に向けて、自然体験・学習等の空間としての活用促進を図ります。
	親自然快適生活 ゾーン	・その他の山林・農地・市街地・集落等からなるゾーンについては、良好な自然環境や景観の保全を図りながら、それらと調和した快適で魅力あふれる生活環境（働く、学ぶ、住む、憩うなど）の充実を図り、定住促進を支える環境づくりを進めます。
軸	清流やすらぎ交流軸	・揖保川・千種川・引原川等の主な河川水系については、清流環境の保全を図るとともに、良好な水辺環境を活かしたやすらぎある親水空間の整備を図り、市民や観光客に親しまれる魅力ある軸としての充実を図っていきます。
	広域連携軸	・中国自動車道を高速道路軸として位置付け、同山崎ICや周辺の中国横断自動車道姫路鳥取線・播但連絡道路等の高速交通基盤と整合のとれた交通体系を形成していきます。 ・国道29号（南北軸）と同429号（東西軸）を主要幹線軸と位置付け、新市の骨格を形成し地域間連携を支える交通ネットワークを形成していきます。



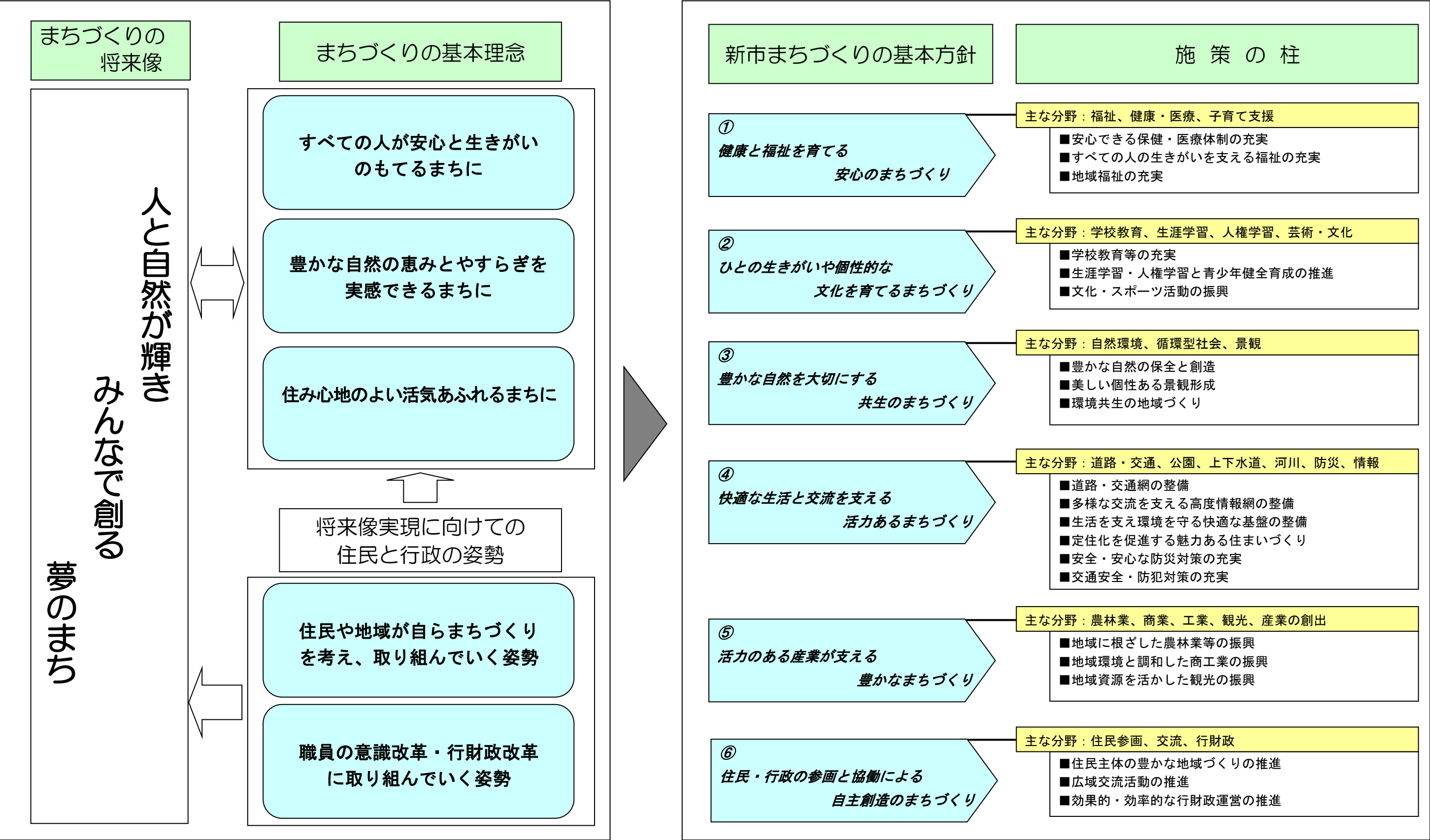
凡 例		
拠 点	生活にぎわい交流拠点	
	自然ふれあい交流拠点	
ゾ ー ン	自然公園ゾーン	
	親自然快適生活ゾーン	
軸	広域連携軸（高速道路軸）	
	広域連携軸（主要幹線軸）	
	清流やすらぎ交流軸	

新市における地域構造のイメージ

第 4 章 新市の主要施策

1. 施策の体系
(1) まちづくりの体系

まちづくりの目標毎に以下のような施策の柱を設定し、新市の主要施策を体系的に推進していきます。



(2) 施策体系

①健康と福祉を育てる安心のまちづくり

■安心できる保健・医療体制の充実

- 健康づくり対策の充実
- 医療・救急医療体制の充実

■すべての人の生きがいを支える福祉の充実

- 介護・生活支援体制の充実
- 高齢者・障害者の社会参画機会の充実
- 児童福祉・保育環境の充実

■地域福祉の充実

- 福祉に携わる人材の育成
- 地域福祉の体制づくり

②ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり

■学校教育等の充実

- 幼児教育・子育て支援環境の充実
- 学校教育の充実

■生涯学習・人権学習と青少年健全育成の推進

- 生涯学習の推進
- 人権学習・啓発の推進
- 青少年の健全育成の推進

■文化・スポーツ活動の振興

- 文化・芸術活動の支援
- スポーツ活動の推進

③豊かな自然を大切にする共生のまちづくり

■豊かな自然の保全と創造

- 自然環境の保全
- 自然環境の創造

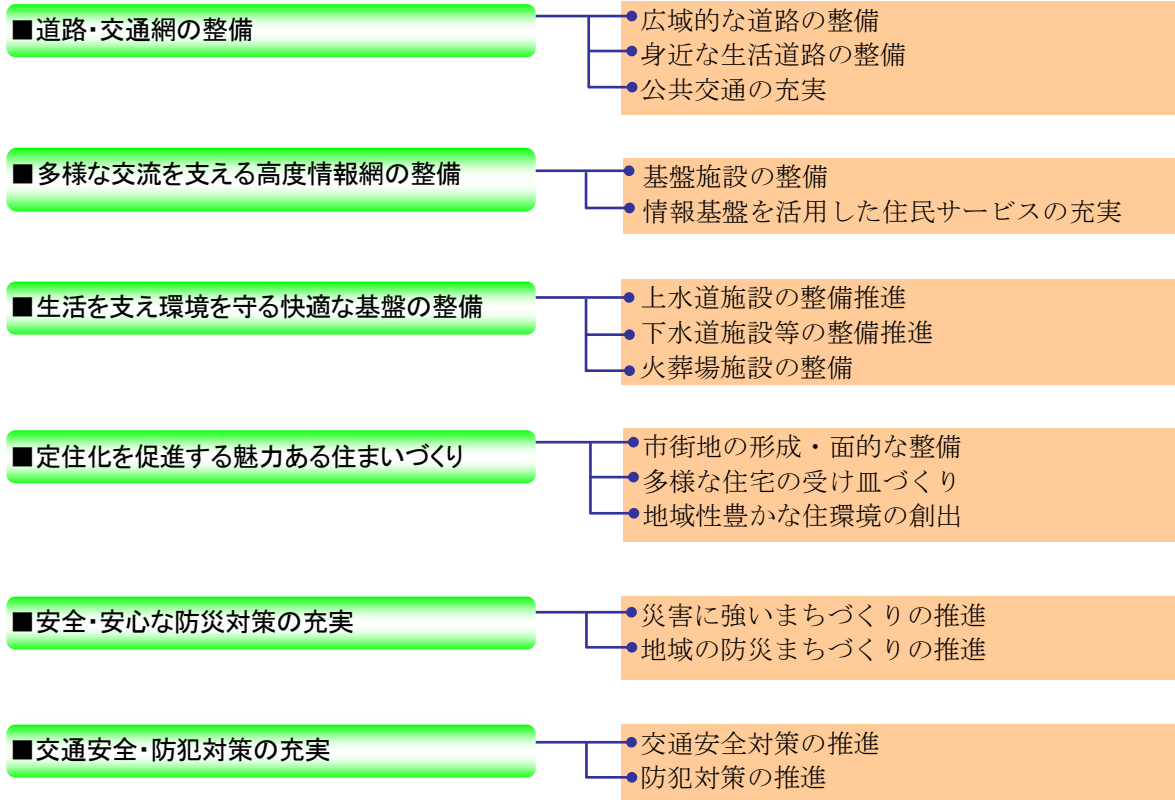
■美しい個性ある景観形成

- 自然景観の保全と創造
- 地域景観の形成

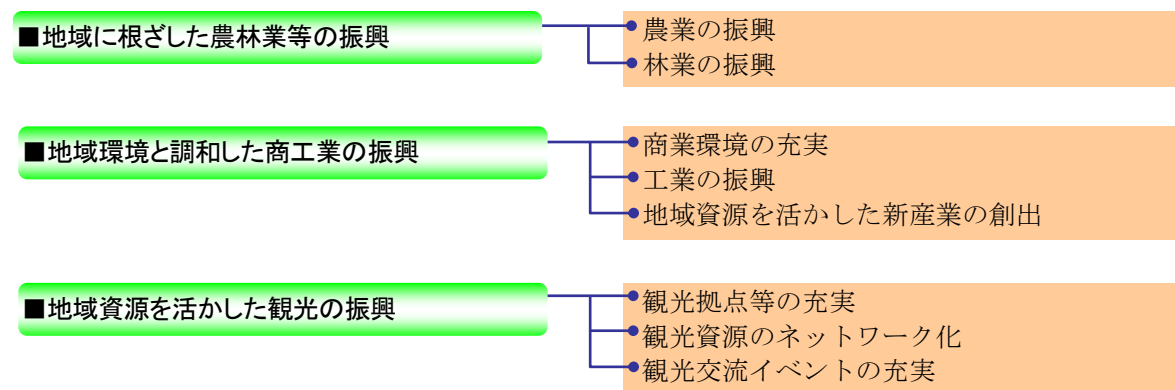
■環境共生の地域づくり

- 資源循環・森のゼロエミッションの取り組み
- 環境共生の生活スタイルの確立

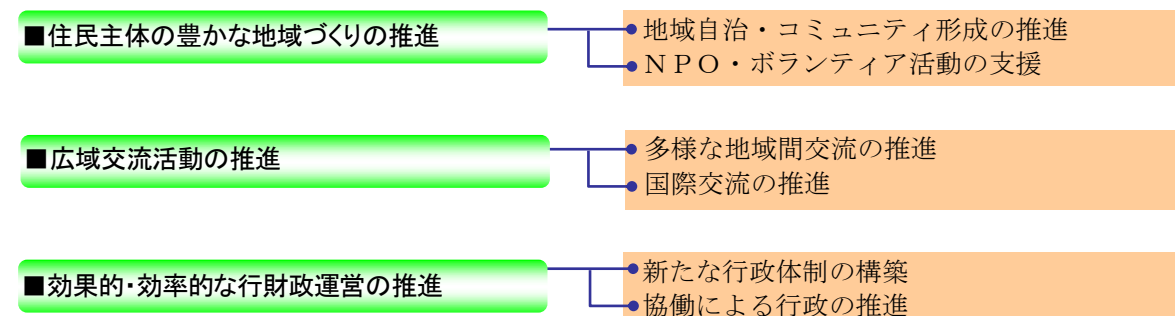
④快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり



⑤活力のある産業が支える豊かなまちづくり



⑥住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり



2. 新市の主要施策

(1) 健康と福祉を育てる安心のまちづくり

①安心できる保健・医療体制の充実

■ 健康づくり対策の充実

住民の健康実態把握に基づいた地区診断を実施するとともに、病気の芽をつくらないための生活習慣改善を目的とした一次予防活動を中心に地域だけでなく、職域や学校を含めた健康づくり事業を展開します。

また、健康日本 21 の目的に則し、住民が主体となる健康づくりを支援するため、健康づくり計画を策定し、条件整備や環境整備を行います。

■ 医療・救急医療体制の充実

地域住民が質の高い医療を受けることができるよう、公立宍粟総合病院において、リハビリテーションの機能充実や、心肺蘇生等高度医療体制の充実を図り、休日・夜間等にかかわらず救急救命に努めます。また地域医療中核拠点として、国保診療所をはじめ民間の医療機関との医療ネットワークの強化を図ります。

また、国保診療所においては、施設の充実を図り、地域医療を推進します。さらに、宍粟広域消防本部においては、救急救命士の養成を計画的に進め、設備の充実や救急体制の強化を図るとともに、住民への救急知識の普及向上を図ります。

施策の柱	主要施策
○健康づくり対策の充実	一次予防活動の充実 健康づくりの環境整備
○医療・救急医療体制の充実	医療施設の機能充実と地域医療体制・連携の強化 救急医療体制の充実

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
○医療・救急医療体制の充実	総合リハビリテーションセンターブランチの整備

②すべての人の生きがいを支える福祉の充実

■ 介護・生活支援体制の充実

老人福祉施設、介護保険施設、障害者福祉施設を計画的に整備充実させるとともに身近な場所で介護の相談を行うための拠点施設として、在宅介護支援センターの充実を図ります。

また、一人暮らしの高齢者を支援する緊急通報システムや給食サービスなど、高齢者や障害者の福祉サービスの充実を図るとともに、介護の専門的な人材の育成に努めます。

■ 高齢者・障害者の社会参画機会の充実

高齢者や障害者などが生きがいをもって生活ができるよう、就業機会の確保に努めるとともに、クラブ活動等の充実を図ります。また、長年培われてきた、高齢者の豊富な経験と技術を地域づくりに活かしていくため、世代間交流等の機会づくりを進めていきます。

また、高齢者・障害者が気軽に外出できるようにバリアフリーのまちづくりを進めるなど、

社会参加の基盤整備を推進します。

■ 児童福祉・保育環境の充実

次代を担う児童が心身ともに健やかに成長するよう、家庭、地域、行政、関係機関が一体となって児童福祉の充実をめざします。また、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進をめざして、関係機関との連携のもと、相談・指導体制の充実及び各種制度の周知・活用を進めます。

また、快適な保育環境を確保するための施設整備を図るとともに、延長保育など多様なニーズへの対応に努めます。

施策の柱	主要施策
○介護・生活支援体制の充実	老人福祉施設、介護保険施設、障害者福祉施設の充実 高齢者保健福祉サービスの充実
○高齢者・障害者の社会参画機会の充実	生きがいづくりの推進 世代間交流等の充実 社会参加を促す基盤整備
○児童福祉・保育環境の充実	児童福祉活動の充実 保育サービスの充実

③地域福祉の充実

■ 福祉に携わる人材の育成

生涯学習や学校教育等を通じて、住民が共に尊重し助け合いながら、より良い地域を築いていく福祉意識の啓発を図るとともに、民生委員児童委員などに加え、福祉に携わる人材の育成を図り、質の高い地域福祉活動を展開します。

また、地域での福祉活動を強化するため、住民参加による介護・ふれあい交流活動など、福祉活動の活性化を進めます。このため、地域福祉に携わるNPO・ボランティア等の活動に対する積極的な支援や、互助に役立つ情報の共有化に努めます。

■ 地域福祉の体制づくり

福祉事務所を設置し、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉等において、保健・医療・福祉の連携による総合的施策の推進を図ります。

また、地域福祉の中心となる社会福祉協議会の充実に努めるとともに、地域のNPO・ボランティア等との連携を強化します。

施策の柱	主要施策
○福祉に携わる人材の育成	福祉教育の推進 NPO、ボランティア等の活動支援
○地域福祉の体制づくり	地域福祉の拠点施設の設置 福祉団体の活動支援

(2) ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり

①学校教育等の充実

■ 幼児教育・子育て支援環境の充実

園舎施設の適正な維持管理・改修を行うなど、幼稚園舎の改善に努めます。

また、幼児の個性や成長に応じた、ふれあい豊かな教育環境の充実や幼児教育カリキュラムの充実を図るとともに、保育所と連携した適正な幼児教育環境のあり方について検討します。

各地域における子育て支援拠点施設の整備を推進し、保育所との連携を図りながら、育児・保育環境の充実を図ります。また、地域全体で子どもたちを育てていく観点から、虐待防止のための相談窓口や、子育てに係る情報交換・交流機能・相談活動の充実を図ります。

■ 学校教育の充実

安全で快適な教育環境を確保するため、校舎等の耐震診断や耐震補強工事等を推進します。また、学校設備の高度化を図るため、給食センター、運動施設、パソコン等情報機器の整備充実に努めます。

さらに、地域の自然環境等を活用した環境教育をはじめ、情報、国際化、道德教育等に係る特色ある教育カリキュラムの充実を図るとともに、地域の歴史・文化、伝統産業などの地域学習・体験学習や世代間交流の推進により、子どもたちの地元への愛着心を醸成し、一人ひとりの人間性向上に努めます。

なお、学校教育環境の向上に向けて、教職員の資質向上や教育相談・カウンセリングの充実、指導員の配置等にも取り組んでいきます。

また、若者の地域への定着と教育レベルの向上を図るため、既存の高等学校の存続・維持と教育環境の充実強化を強く要請するとともに、専門学校・短大・大学など、地域の高等教育機関の誘致を検討します。

施策の柱	主要施策
○幼児教育・子育て支援環境の充実	幼稚園舎の改善 幼児教育内容の充実 子育て支援機能の充実
○学校教育の充実	校舎等施設の耐震整備 学校設備の高度化 特色ある教育内容及び生活指導の充実 高等教育機関等の誘致

②生涯学習・人権学習と青少年健全育成の推進

■ 生涯学習の推進

地域住民が充実感をもって学習できるように、公民館など生涯学習施設の整備充実や、相互利用を促進するための情報ネットワーク化を図ります。

また、住民の主体的な学習を支援していくため、多様な学習機会の提供や、指導者及び生涯学習ボランティアの育成を図ります。

■ 人権学習・啓発の推進

生命尊厳の軽視、いじめ、虐待などを深刻な人権問題として受け止め、あらゆる差別を解消するため、学校、家庭、職場、地域など、あらゆる場や機会において啓発活動を推進します。その際、住民が自主的に学び、日常生活のなかで人権を尊重した行動が実践できるように、学習プログラムの開発を推進します。

また、誰もが地域においていきいきと暮らすことができるよう、人権学習に係る指導者の育成に努めるとともに、人権に関する相談窓口の確保、人材の充実に努めます。

■ 青少年の健全育成の推進

地域のコミュニティ施設や学校を青少年活動拠点として、多世代が集うイベントや、交流活動を推進するとともに、自治会・子ども会・スポーツクラブ・文化サークル等地域における青少年活動を支援していきます。

また、青少年健全育成に係る指導者の充実に努めるとともに、学校・地域・家庭の連携による取り組みを推進するなど、青少年の健全育成体制の充実に努めます。

施策の柱	主要施策
○生涯学習の推進	生涯学習施設の整備充実とネットワーク化 生涯学習機会の充実
○人権学習・啓発の推進	啓発活動の推進 指導者の育成・相談体制の充実
○青少年の健全育成の推進	地域活動の支援 健全育成のための体制の充実

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
○生活創造活動の推進	県立西播磨文化会館の運営 ・兵庫県地域高齢者大学 ゆうゆう学園 西播磨高齢者文化大学（４年制）、大学院（２年制）の開設 ・生涯創造活動の支援

③文化・スポーツ活動の振興

■ 文化・芸術活動の支援

文化・芸術鑑賞機会の充実や文化芸術活動のための環境を充実するなど、文化・芸術活動を支援していきます。その中で、新市が一体となった文化・芸術祭等を開催するなど、新しい文化・芸術の交流イベントを促進します。

また、各地域で受け継がれてきた伝統芸能、風習、祭り等の保全と継承に努めるなど、地域に根ざした伝統文化を守り育てていきます。

さらに、歴史資源を活かした公園や歴史資料館などの交流施設の整備・充実をはじめ、文化財の保護及び文化財地図の作成に取り組みます。

■ スポーツ活動の推進

スポーツ大会の開催など、住民がスポーツにふれあえる機会の充実に努めます。

また、各種スポーツ団体の自立を促進し、自主活動の支援を図るとともに、スポーツクラブ 21 の活動支援に努め、住民の健康づくりや体力づくりを推進します。

さらに、平成 18（2006）年に開催される「のじぎく兵庫国体」の成功に向けて、県や関係機関と連携し、施設の整備と組織づくりの充実に努めるとともに、これを契機としたスポーツ参加人口の増大と指導者の充実に努めていきます。

施策の柱	主要施策
○文化・芸術活動の支援	文化・芸術活動の支援 地域に根ざした伝統文化等の保全と継承 歴史文化資源の保全と活用
○スポーツ活動の推進	日常的な健康スポーツ活動の推進 スポーツ交流・イベントの充実

(3) 豊かな自然を大切に共生のまちづくり

① 豊かな自然の保全と創造

■ 自然環境の保全

新市の優れた森林や河川等の自然環境を将来にわたって保全・育成していくため、森林のもつ公益機能を高めるとともに、ボランティア等の導入などにより森林の維持管理の質的向上を図ります。

また、河川の自然護岸を保全し、水質浄化や自然豊かな川づくりをめざします。

■ 自然環境の創造

森林に対する多様なニーズに対応するため、森林内の散策、動植物観察、グリーンツーリズムなど、森林の活用を図ります。

そのため、里山づくりをはじめ、森林インストラクターの育成や森林ボランティア活動等の積極的な受け入れを通じて、身近に親しめる森づくりを推進します。

また、生態系の保全と親水空間の創造に向け、多自然型護岸の整備を図るなど身近な生活空間の中で自然に親しめるような環境を創出し、環境教育の場としての活用を図ります。

さらに、“人と自然の共生に基づく環境適合型しそ森林文化の創生”を理念とした「しそ森林王国」の具体化を進め、森を舞台に多様な交流を促進します。

施策の柱	主要施策
○自然環境の保全	森林の保全 河川の保全
○自然環境の創造	自然体験の機会づくり 身近な親自然空間の創造 しそ森林王国事業の推進

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
○自然環境の保全	森林の保全 ・生活環境保全林整備事業 河川の保全 ・地域用水環境整備事業
○自然環境の創造	自然体験の機会づくり ・「エコキャンパス・しそ森」(仮称)整備事業 ・森林空間総合整備事業

② 美しい個性ある景観形成

■ 自然景観の保全と創造

渓谷や河川においては、その美しい流れの景観を保全するとともに、水辺の交流拠点として、水辺景観に親しめる空間の確保に努めます。また、人工林の適正管理や、針葉樹と落葉広葉樹を混交するなど、四季の景観を創り出す美しい森の創造に努めます。

また、美しい田園景観の維持・形成を図るとともに、オーナー制度や体験農業、ボランティアの受け入れなど、様々な人々の参画を図りながら棚田景観の保全に努めます。

■ 地域景観の形成

歴史的建物の保全や伝統的なまち並み景観の保全・誘導に努め、地域の特徴ある景観を形成していきます。

また、道路を中心とする地域の沿道景観は、住民の日常生活と関わりが深く、来訪者にとっても地域のイメージ形成につながることから、各自治会におけるクリーン作戦（地域の美化活動）の推進や、住民の参画と協働による緑化・花づくりを進めます。その際には、サイン、広告物等のデザインや色調にも配慮しつつ、個性と秩序ある景観の形成を図ります。

施策の柱	主要施策
○自然景観の保全と創造	森林・河川景観の保全と創造 田園景観の保全と創造
○地域景観の形成	集落景観やまち並みの形成 沿道景観の形成

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
○美しい個性ある景観形成	「水と緑の郷づくり」構想の推進 ・地域景観づくりの推進

③環境共生の地域づくり

■ 資源循環・森のゼロエミッションの取り組み

間伐材等の有効利用など、森のゼロエミッション構想に基づき、循環型社会の構築に取り組みます。またそのためにも、住民の日常生活や事業所等におけるゴミ分別の徹底による資源化を推進するとともに、廃棄物の有効利用や資源循環に対する意識啓発に努めます。

また、宍粟環境美化センターにおける、適正な施設の維持管理を行うとともに、広域処理施設・体制に向けての取り組みを推進します。

さらに、太陽光等の自然エネルギーの利用促進や、間伐材を活用したバイオマスエネルギーなど、新エネルギーの導入を進めます。

■ 環境共生の生活スタイルの確立

自然環境とふれあう自然教室や環境学習会等を開催し、環境共生に対する意識の向上を図るとともに、水資源の有効利用などの普及・啓発に努めます。

また、CO₂ 排出抑制車等の導入を促進するとともに、アイドリングストップの実践をはじめ、公共交通機関の利用を促進します。

施策の柱	主要施策
○資源循環・森のゼロエミッションの取り組み	森のゼロエミッションの取り組み推進 廃棄物の減量化推進 最終処分場等の整備 新エネルギーの導入
○環境共生の生活スタイルの確立	環境学習の推進 環境共生のための運動実践

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
○環境共生の生活スタイルの確立	森・川・海再生プランの普及啓発 環境学習の推進

(4) 快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり

①道路・交通網の整備

■ 広域的な道路の整備

新市の拠点を結ぶ国道、県道の整備及び山崎インターチェンジへのアクセス性の向上を促進し、観光ルートや災害時の緊急道路ともなる道路の整備を図ります。また、比較的交通量の少ない県道については、「くらしの道」緊急整備事業において地域の実情に応じた道路整備を図りながら、地域間の交流を深め、魅力ある新市としての道路網の構築を図ります。

■ 身近な生活道路の整備

市内の生活道路においては、安全性、快適性、景観に配慮した市道の改良を図るとともに、道路整備で生じる空地等を植栽空間等として活用するなど、花と緑の道づくりを進めます。その際、住民参加による自主的な道路の美化や活用、道路空間の維持管理など、地域住民に親しまれる利用しやすい道づくりに努めます。

また、道路においては、段差の解消や交通安全施設の整備などを推進します。

■ 公共交通の充実

住民の身近な交通手段として大きな役割を果たしている路線バスにおいては、利用促進に向けた運行形態のあり方や、路線の維持・確保に向けた条件等の検討をしていきます。

さらに、日常交通の利便性の向上を図るため、住民ニーズに対応したきめ細かな公共交通サービスを提供するコミュニティバス等の新しい交通システムの検討をしていきます。

施策の柱	主要施策
○広域的な道路の整備	地域連携促進のための幹線道路整備
○身近な生活道路の整備	市道の改修・整備 交通安全対策・バリアフリー整備の促進
○公共交通の充実	バス等公共交通の充実 新しい公共交通システムの導入検討

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
○広域的な道路の整備	道路改良及び交通安全施策等整備事業 国道 429号 主要地方道 養父山崎線、相生山崎線、加美山崎線 一般県道 田井中広瀬線

「くらしの道」緊急整備事業

②多様な交流を支える高度情報網の整備

■ 基盤施設の整備

地域全体の交流やサービスの向上、バランスある発展を図るため、全住民への幅広い効果が期待される高度情報サービスのネットワーク形成をめざします。

住民と行政の双方向の情報交換に対応する情報通信環境の充実や、地域イントラネット基盤の整備を図るなど、行政・健康・福祉・教育・文化・防災・住民参加等の様々な分野の情報の活用と交流を通じて住民サービスの向上とまちの活性化が図られるような、環境整備のあり方を検討していきます。

■ 情報基盤を活用した住民サービスの充実

インターネット等を活用した行政情報、生活情報の提供を充実させるとともに、イベントや観光情報、特産品情報などの一体的な地域情報を発信し、広範囲な交流展開を図ります。

また、新市行政情報の統合管理・共有化・ネットワーク化を計画的に推進し、行政事務の効率化と行政サービスを利用しやすい環境づくりを進めます。

なお、この様な情報システムの構築に際しては、十分な個人情報の保護対策やコンピューター・セキュリティ対策を講じます。

また、広く市民が各種情報サービスを気軽に利活用できるよう、学習機会の充実や人材の育成に努めます。

施策の柱	主要施策
○基盤施設の整備	情報通信網整備 テレビデジタル化対応
○情報基盤を活用した住民サービスの充実	通信システムの構築 総合行政ネットワークの構築 情報を利用しやすい環境づくりの推進

③生活を支え環境を守る快適な基盤の整備

■ 上水道施設の整備推進

上水道施設の未整備区域については、簡易水道の早期整備に努めるとともに、安定した水質、水量の確保のため、流域単位で水源を涵養する森林の適正管理を行います。

また、節水の啓発に努めるとともに、非常時の飲料水、生活用水確保など、広域的な支援体制の確立を図ります。

■ 下水道施設等の整備推進

豊かな水環境を保全するため、地域の特性に応じて公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント等、下水道施設の整備を計画的に推進するとともに、供用後の下水道施設の適切な維持管理に努めます。

健康で文化的な居住環境を形成するため、し尿・汚泥処理施設の適切な運営に努めます。さらに、下水道汚泥、家畜の糞尿等の堆肥化など、資源循環利用を検討します。

■ 火葬場施設の整備

老朽化が進む火葬場について、地域の住環境の保全に配慮し、人生の終焉の場にふさわしい厳格と清雅な施設として改築整備を図ります。

施策の柱	主要施策
○上水道施設の整備推進	簡易水道施設の整備 上水道の安定供給
○下水道施設等の整備推進	下水道施設の整備 し尿・汚泥処理施設の整備
○火葬場施設の整備	火葬場の改築

④定住化を促進する魅力ある住まいづくり

■ 市街地の形成・面的な整備

各地域の中心地や既成の住宅密集地においては、生活・商業機能をはじめ、道路など基盤施設が充実した安全で安心な市街地住環境の形成を推進します。また、土地区画整理事業等による公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るなど、魅力ある市街地の整備に努めます。

さらに、定住化を促進するため、自然環境に配慮した快適な居住環境づくりに努め、周辺環境に配慮した緑豊かな宅地造成を推進します。

■ 多様な住宅の受け皿づくり

公営住宅の整備を促進するとともに、老朽化が進む公営住宅にあっては、居住ニーズに応じた建て替えを行います。その際には、高齢化社会に対応した住宅のバリアフリー化やリフォームヘルパー制度の検討を進めます。

また、ソーラーシステムの導入など省エネ型公営住宅の整備を推進するとともに、穴栗材を活用した住宅の供給に努めます。

U J I ターン希望者のニーズに応じた宅地の供給を図るとともに、空き家情報等の提供をはじめ、移住希望者の受け入れのための転入希望者優遇制度等の検討を図ります。

■ 地域性豊かな住環境の創出

穴栗材を多用した地域性豊かな住宅の供給を推進します。また、ソーラーシステムや雨水利用施設の導入など、環境共生型住宅や周辺環境に配慮した住宅整備に対する支援などを推進します。

また、地域のコミュニティの場や子どもの遊び場、災害時の避難場所などとなる都市公園や農村広場等を整備します。

施策の柱	主要施策
○市街地の形成・面的な整備	安全で安心な市街地形成の推進 良好な住宅地の整備
○多様な住宅の受け皿づくり	公営住宅の整備 定住促進のための支援環境づくりの推進
○地域性豊かな住環境の創出	地域性豊かな住宅の供給 都市公園等の整備

⑤安全・安心な防災対策の充実

■ 災害に強いまちづくりの推進

山地災害や土砂災害の防止を図るため、急傾斜地や河川、ため池などの危険個所について、自然環境に配慮しつつ治山事業や治水事業による計画的な改修・整備に努めます。また、水害を未然に防止するため、森林の保水機能を活かした森林の適切な維持管理や農地の保全による多面的機能の向上を図ります。

災害時の活動を円滑に行うため、防災センターなど、防災拠点の機能強化や防災施設等の整備・充実を図るとともに、これらの施設については、防災教育など地域の防災啓発に活用していきます。また、消防力の向上を図るため、消防施設の整備を図ります。

■ 地域の防災まちづくりの推進

地域の防災体制の強化を図るため、日常的なコミュニティの醸成による災害時の初期対応の充実や、防災や消防についての危機管理能力の向上に努めるとともに、地域の消防団との連携による自主防災組織機能の強化を図ります。

災害時における被害を最小限に抑制するため、住民と企業と行政が一体となった防災訓練を実施するとともに、災害時において住民一人ひとりが適切に行動できるよう、日常的な防災情報の提供や、日常生活に活かせる防災対策の推進などを通じて、防災に対する意識の醸成に努めます。

施策の柱	主要施策
○災害に強いまちづくりの推進	自然災害の抑制 消防施設の整備充実
○地域の防災まちづくりの推進	防災体制の強化充実 防災教育の推進

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
○災害に強いまちづくりの推進	土砂災害対策（砂防、急傾斜地崩壊対策）
	山地災害の予防と復旧（治山）

⑥交通安全・防犯対策の推進

■ 交通安全対策の推進

歩行者も自動車運転者も安全・安心に移動できる環境づくりをめざし、交通安全施設の充実を図るとともに、各種教育の場での交通安全教育や指導の推進を図るなど、意識の高揚を図ります。

■ 防犯対策の推進

防犯灯などの防犯施設の点検・整備や、地域の巡回活動を強化するなど、自治会・婦人会等各種団体の自主的活動や企業・警察等との連携を通じて、地域防犯活動を推進していきます。

施策の柱	主要施策
○交通安全対策の推進	交通安全教育の推進 交通安全施設の充実
○防犯対策の推進	防犯施設の充実 地域防犯体制の充実

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
○防犯対策の推進	地域ぐるみ安全対策の充実

（５）活力のある産業が支える豊かなまちづくり

①地域に根ざした農林業等の振興

■ 農業の振興

新市の農業生産基盤の強化を図るため、ほ場整備、農道、用排水路、井堰、ため池等の整備を図ります。また、農業経営基盤の強化を図るため、農地の集約化や農林公社を中心とした農作業受委託などにより、多面的な取り組みを進めます。また、若者を中心としたＵＪＩターン希望者や定年帰農者、女性等が安心して就農できる環境づくりを進め、農地の有効利用と維持再生に努めます。さらには、地域の特産品の開発や市場の拡大を図るため、農畜産物のブランド化や、ＩＴを活用したＰＲの促進及び顧客の拡大を図ります。

また、安全・安心な農作物に対するニーズは今後も高まっていくものと予想されるため、無農薬や有機栽培など特色のある環境創造型農業の振興を図るとともに、「スローフード」や「食育」などの取り組みを参考に、地元の食材や伝統的な食文化を見直したり、地域で生産された農作物を住民や来訪者が、地域内で消費する地産地消の取り組みを図るなど、新たな取り組みを推進します。

さらには、観光農園の育成・支援やグリーンツーリズム等の展開により、農業体験・交流機会の増大を図り、都市住民との交流を深めるとともに、交流を通じて農地の保全に努めます。

■ 林業の振興

新市の林野面積は、全面積の約 90%を占めています。森林の持つ水源涵養や温暖化防止効果など多様な機能が維持されるように、適切な森林の保全・管理に努めるなど、森林の文化、林業再生を目指した取り組みを推進します。

林業生産基盤の充実を図るため、林道・作業道の整備を推進します。また、森林の適正管理を図るため、地籍調査を実施するとともに、保育・育林事業を推進していきます。

さらには、地域林業の活性化を図るため、担い手確保対策や、良質材の育成、除間伐材等の有効利用の推進、新たな特産品の開発、公共施設を中心とした宍粟材の地域内利用の推進、ＰＲの促進と流通支援を図るなど、宍粟材のブランド化を積極的に進めます。

「県民オアシスーしそう森林王国」の取り組みにより、森林・林業体験、木工体験などの機会充実や、森林ボランティアの積極的受け入れ等を通じて、都市住民との交流を深めていきます。

施策の柱	主要施策
○農業の振興	農業基盤の整備 農業経営基盤の充実 特産品のブランド化 地産地消の推進 観光農業の交流支援
○林業の振興	林業基盤の整備 林業の活性化 森林資源の有効利用

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
○農業の振興	農業基盤の整備 ・農道の整備 ・ほ場の整備 ・用排水水路の整備 「水と緑の郷づくり」構想の推進 ・認証による安全・安心な生産システムの推進 ・地産地消の推進 ・農産物加工品開発や販売の推進 ・グリーン・ツーリズムの推進
○林業の振興	林業基盤の整備 ・林道の整備 地域産木材の品質向上 ・森林認証制度の推進

②地域環境と調和した商工業の振興

■ 商業環境の充実

魅力的な店舗の誘致、新規出店希望者への空き店舗の情報の提供、及び起業支援等を進めます。

各地域の既存商店街の魅力化を図るため、広場等の整備により、誰もが快適に利用しやすい商業空間を形成します。

また、地域に密着した商業サービスの向上に努めるとともに、情報・通信網を活用した新たな商業活動を支援します。

■ 工業の振興

素麺の産地としてブランドイメージのPR強化を図っていくとともに、木材関連業における新たな加工品等の開発に努め、特色ある産業の活性化を図ります。

また、地元企業の経営基盤の強化や技術開発・新たな商品開発、PRと市場開拓等の促進に向け、関係機関と連携しつつ、企業間交流の促進や、指導・支援体制の充実に努めます。

■ 地域資源を活かした新産業の創出

地域産業の振興や雇用の場の確保を図るため、自然環境を活かした新たな産業の創出を進めていきます。

特産品加工グループの育成を通じて、農林産物の付加価値を高めていくとともに、地域の農産加工品や木工品等の地場産品の流通促進やPR活動を支援します。

地域に存在する森林資源等を有効に活用した、研究・交流活動の促進や、新たな起業家の育成支援を図るなど、地域資源を最大限に活用した取り組みを推進します。

また、廃棄物の発生を最小限に止めるなど環境適合型産業の振興を図るため、既存産業のゼロエミッションに向けた取り組みを支援します。また、他産業で生じる廃棄物を利用した新産業等の検討など、異業種間の連携による総合的な環境産業の育成に努めます。

さらに、高齢化社会を背景に、福祉等に携わるコミュニティビジネス等の創出や、SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）等、地域内での新たな就業形態や起業に対する支援を行います。

施策の柱	主要施策
○商業環境の充実	にぎわいの場づくりの促進 買い物環境の充実
○工業の振興	地場産業の振興 企業・人材育成の支援
○地域資源を活かした新産業の創出	第1次産業との連携 環境適合型産業の振興 起業の支援

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
○商工業の振興	商店街活性化の推進 中小企業対策の推進 中小企業金融の円滑化

③地域資源を活かした観光の振興

■ 観光拠点等の充実

快適な観光・保養地としていくため、観光施設等の整備を図るとともに、休憩施設や駐車場、トイレなどの整備を図ります。

豊かな自然環境や歴史資源を活用した体験施設の整備や、農林業と連携した体験交流施設の整備を図ります。

新たな特産品・加工品等の開発・提供を図るなど、地域産業の振興とあわせて観光地の魅力を高めていきます。

また、河川改修とあわせて住民の憩いや集客の場となる、親水空間の整備を図ります。

■ 観光資源のネットワーク化

地域に広く分布する多種多様な観光資源を活かした回遊性・滞留性の強化を図るため、観光コースの設定や遊歩道を整備するなど、観光資源のネットワーク化を図ります。

地域の観光情報を発信するホームページの充実を図るとともに、道の駅と連携しながら情報提供の強化に努めます。また、観光客が利用しやすい新市全体の観光マップの作成を図ります。

■ 観光交流イベントの充実

四季折々の豊かな自然資源等を活用したイベントや、農林業資源を活かしたグリーンツーリズムの推進など、多彩なイベントを開催します。

観光の振興を図るため、周辺都市との交流企画など、周辺都市との連携を強化します。

交流イベントやもてなし環境の充実を図るため、各地域の観光ボランティアや森林インストラクターなどの人材育成を支援します。

施策の柱	主要施策
○観光拠点等の充実	既存観光施設の整備充実 観光資源の開発 河川周辺の親水空間の整備
○観光資源のネットワーク化	観光ルートの構築 観光情報の発信
○観光交流イベントの充実	多彩なイベントによる活性化 交流企画やイベントに携わる人材育成の支援

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
○地域資源を活かした観光の振興	西播磨ツーリズム振興協議会事業の推進 国道29号周辺地域の活性化

(6) 住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり

①住民主体の豊かな地域づくりの推進

■ 地域自治・コミュニティ形成の推進

各地域において、地域の特性や課題に応じて、具体的なまちづくりの方向性や、住民と行政の協働のあり方、行動計画等を検討し、創意工夫あふれる地域の活性化が図れるよう、各種の地域自治組織活動の積極的な支援を図ります。また、地域自治や住民参加を推進する新たな組織や仕組みづくりを検討します。

また、この様な地域住民による積極的かつ主体的な活動の拠点として、集会所など自治コミュニティ施設の整備支援及び利活用促進を図るための支援を行うとともに、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等の活動の活性化に向け、地域のまちづくりに係る学習・交流機会の拡充や、リーダー・人材の育成に対する支援を積極的に推進します。

■ NPO・ボランティア活動の支援

住民と行政の協働のまちづくりを推進していくため、条例づくりを検討していくとともに、住民、地域活動団体等による新しい地域社会の形成を図るため、地域通貨制度の導入について支援を図ります。

また、住民主体のまちづくり活動を進めるため、まちづくりアドバイザーの派遣や住民参画型まちづくりモデル事業などにより、特色あるまちづくりの取り組みに対する支援を図ります。

さらに、協働型まちづくりの基盤を構築していくため、ボランティアや民間非営利団体(NPO)などに関する情報の整理を図るとともに、各組織間のネットワーク化を図ります。

施策の柱	主要施策
○地域自治・コミュニティ形成の推進	地域自治組織活動の支援 新たな地域自治・住民自治の組織・仕組みづくりの検討 自治コミュニティ施設の整備支援 地域のまちづくりに係る学習機会の拡充 地域リーダーや人材の育成支援
○NPO・ボランティア活動の支援	協働型まちづくりの支援環境の充実 人材等情報ネットワークの構築

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
○地域自治・コミュニティ形成の推進	地域自治組織・コミュニティ施設整備の支援 ・県民交流広場地域力強化事業
○NPO・ボランティア活動の支援	NPO・ボランティア活動の支援事業（相談・助成事業）

②広域交流活動の推進

■ 多様な地域間交流の推進

揖保川や千種川の流域を中心とした南北軸の交流、中山間地域を中心とした東西軸の交流など、新市周辺地域との多様な交流活動を推進します。

さらに、近郊の都市や京阪神地域など都市部住民との交流活動に加え、岡山県、鳥取県等県域を越えた交流や、姉妹都市との交流を促進していきます。

■ 国際交流の推進

姉妹都市との交流活動等を通じて、様々な海外の都市や人々との交流活動を推進し、国際的視野にたった人材の育成に努めます。

また、外国人が安心して地域で生活したり、地域を訪問したりできるように、外国語での情報の提供や日本語・日本文化などの学習機会の提供、相談体制の充実支援などに努めます。

施策の柱	主要施策
○多様な地域間交流の推進	周辺地域との連携 都市との交流活動の推進
○国際交流の推進	国際交流活動の推進 外国人に対するサービス提供

③効果的・効率的な行財政運営の推進

■ 新たな行政体制の構築

住民サービスの提供や、住民との協働のまちづくり活動の拠点として、新庁舎の整備や既存庁舎の整備充実を図ります。また、住民ニーズに応じた効果的・効率的な組織運営とサービス提供が図られるよう、情報ネットワークシステムの構築や、適正な組織・人材の配置を図ります。

また、効率的な行政運営を推進するに際しては、民間企業における競争メカニズムや管理手法（NPM：ニュー・パブリック・マネジメント）を応用していくなど、住民福祉の向上の視点に立った行政評価システムの導入を図ります。

■ 協働による行政の推進

住民が主体となり、行政とともに地域のサービスをつくりだしていく、協働によるまちづくりを推進するため、住民に対するわかりやすい行政情報の提供に努めるとともに、住民や地域の意向を、政策に有効に反映させるための仕組みづくりや組織の強化について取り組みます。

またそのためにも、まちづくりの知識や経験を持つ人材や団体の育成に努めるとともに、中心的な役割を果たすリーダーの育成を支援します。

さらに、女性の参画機会の充実や、各種委員会等での女性の登用など、男女が共同で取り組むまちづくりの推進や、教育・啓発活動の充実など、男女共同参画の社会づくりを推進していきます。

施策の柱	主要施策
○新たな行政体制の構築	新庁舎・既存庁舎の整備 効率的な行政運営 行政評価システムの導入
○協働による行政の推進	情報公開の推進 住民協働型政策立案システムの確立 男女共同参画型社会の推進

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
○男女共同参画社会の形成	ひょうご男女いきいきプラン 2020 の推進 ・男女共同参画フォーラムの開催等

第5章 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域バランス、現在の活用状況、高度情報通信ネットワークを活用した利便性の確保、さらには財政事情などを考慮しながら、逐次検討していくことを基本とします。

新たな公共施設の設置に際しても、住民のニーズを踏まえた投資効果について十分議論し、現公共施設の複合的な利用や相互利用の促進を図るなどの検討を行い、効率的な整備に努めます。

なお、合併後の庁舎については、新市における総合的な事務や管理部門の業務を実施する本庁舎と、旧町域における直接的な事務事業を実施する既存庁舎（市民局）における役割分担を図ります。また、専門職員の適切な配置や情報システムによる相互のネットワーク化を図る等、効率的な行政運営と住民サービスの提供が図れるような体制の整備を進めます。

第6章 財政計画

財政計画は、健全な財政運営を行うことを基本に長期の財政運営を見据える中で、合併による歳出の削減効果、社会福祉関係経費の増加、新市まちづくり計画に必要な経費等を反映させ、普通会計ベースで作成しました。

主な内容は以下のとおりです。

【歳 入】

① 地方税

現行の税制度を基本に、人口推移を勘案し推計しています。

② 譲与税・交付金（地方譲与税・地方消費税交付金・地方特例交付金ほか）

過去の実績に基づいて推計しています。

③ 地方交付税

現行の交付税制度を基本に、人口推移による影響額を見込んで普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、普通交付税・特別交付税の合併支援措置を含んでいます。地方債の元利償還金に係る交付税措置については、既発債及び今後見込まれる合併特例債等の元利償還金の動向を反映しています。

④ 使用料及び手数料

過去の実績に基づいて推計しています。

⑤ 国県支出金

一般行政経費分は過去の実績等により算定し、普通建設事業に係る部分については、新市まちづくり計画の事業分を考慮し推計しています。

⑥ 繰入金

年度間の財源調整のための財政調整基金やその他の基金を見込み推計しています。

⑦ 諸収入

過去の実績に基づいて推計しています。

⑧ その他（分担金負担金、寄付金、繰越金、財産収入）

過去の実績に基づいて推計しています。また、普通建設事業に係る分担金負担金については、新市まちづくり計画の事業分を考慮し推計しています。

⑨ 地方債

新市まちづくり計画事業に伴う合併特例債、通常債を見込み推計しています。また、現行の地方財政制度を基本に、減税補てん債、臨時財政対策債を見込み推計しています。

【歳 出】

① 人件費

合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職の職員数の減少、合併による特別職の職員数、議会議員数の減少を見込み推計しています。

② 物件費

過去の実績に基づき、合併による経費削減効果と需要の増加を勘案して推計しています。

③ 扶助費

過去の実績に基づき、高齢化の進行に伴う社会福祉経費の増加と福祉事務所設置による生活保護費の増加を見込み推計しています。

④ 補助費等

過去の実績に基づき、一部事務組合等については推計による必要額を見込んでいます。

⑤ 公債費

合併前に借り入れた地方債に係る償還予定額と、合併後の新市まちづくり計画事業等に伴う地方債の新たな借りに係る償還額を見込み推計しています。

⑥ 積立金

合併特例債による地域振興のための基金を積み立てるとともに、財政調整基金等の積み立てを見込み推計しています。

⑦ 繰出金

上下水道、国民健康保険、介護保険などの事業特別会計への繰出金について、各会計の積算した推計による必要額を見込んでいます。

⑧ 普通建設事業費

新市まちづくり計画の主要事業及びその他の普通建設事業を考慮し推計しています。

⑨ 出資金・貸付金ほか

過去の実績に基づいて推計しています。

○歳入

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)
① 地 方 税	4,461	4,572	4,973	5,047	4,833	4,662	4,699	4,705	4,717	4,749	4,659
② 譲与税・交付金	1,259	1,370	915	882	826	828	787	709	740	774	1,080
③ 地 方 交 付 税	9,704	9,160	8,754	9,055	9,502	9,860	9,967	10,059	9,999	10,077	10,133
④ 使用料及び手数料	581	466	425	418	407	391	391	399	404	427	409
⑤ 国 県 支 出 金	3,687	2,685	2,649	2,926	4,408	5,292	4,033	3,088	4,141	3,486	3,659
⑥ 繰 入 金	196	500	928	277	501	33	94	40	35	111	215
⑦ 諸 収 入	1,496	626	634	451	656	637	606	621	773	768	608
⑧ そ の 他	1,675	1,000	745	1,000	855	1,424	1,554	1,509	1,524	1,759	1,849
⑨ 地 方 債	1,987	2,150	2,600	4,235	3,798	3,874	3,076	2,452	2,492	2,842	3,475
歳入合計	25,046	22,529	22,623	24,291	25,786	27,001	25,207	23,582	24,825	24,993	26,087

区 分	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 地 方 税	4,632	4,665	4,532	4,516	4,377	4,276	4,260	4,244	4,161	4,146
② 譲与税・交付金	947	990	1,024	1,089	1,176	1,221	1,247	1,247	1,247	1,280
③ 地 方 交 付 税	10,090	9,647	9,818	9,751	9,562	9,449	9,447	9,541	9,605	9,652
④ 使用料及び手数料	402	397	392	368	357	353	351	349	346	344
⑤ 国 県 支 出 金	3,461	3,802	3,689	4,681	3,378	3,392	3,458	3,558	3,328	3,538
⑥ 繰 入 金	204	133	527	563	263	204	603	598	598	398
⑦ 諸 収 入	635	644	690	900	557	557	557	557	557	557
⑧ そ の 他	1,740	1,047	1,046	1,100	1,148	1,010	820	841	983	1,010
⑨ 地 方 債	2,328	3,096	3,164	3,696	2,205	2,356	1,810	1,858	1,704	1,734
歳入合計	24,439	24,421	24,882	26,664	23,023	22,818	22,553	22,793	22,529	22,659

○歳出

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)
① 人 件 費	5,155	4,889	4,737	4,485	4,276	4,237	4,262	4,094	3,353	3,451	3,409
② 物 件 費	2,792	2,264	2,280	2,141	2,645	2,304	2,598	2,631	2,614	2,790	3,012
③ 扶 助 費	2,081	2,063	2,213	2,166	2,316	2,804	2,917	2,974	3,043	3,237	3,363
④ 補 助 費 等	2,396	2,199	2,062	2,499	2,630	2,305	2,502	2,587	2,493	3,482	3,866
⑤ 公 債 費	4,040	4,098	4,317	4,030	4,009	4,392	4,052	3,582	4,038	4,508	4,133
⑥ 積 立 金	598	1,079	699	300	336	859	738	853	563	211	344
⑦ 繰 出 金	2,990	2,804	2,773	2,870	2,968	3,181	3,288	3,306	3,525	3,016	3,146
⑧ 普通建設事業費	3,397	1,815	2,406	4,858	4,728	3,871	2,984	2,011	3,712	2,662	3,070
⑨ 出資金・貸付金ほか	996	913	685	429	961	2,006	888	686	498	472	511
歳出合計	24,445	22,124	22,172	23,778	24,869	25,959	24,229	22,724	23,839	23,829	24,854

区 分	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 人 件 費	3,317	3,275	3,188	3,155	4,150	4,067	4,059	4,030	4,005	4,035
② 物 件 費	2,981	2,987	3,029	3,175	2,317	2,300	2,297	2,294	2,291	2,288
③ 扶 助 費	3,432	3,489	3,414	3,430	3,427	3,409	3,393	3,376	3,361	3,346
④ 補 助 費 等	3,885	4,168	4,015	4,471	5,517	5,391	5,449	5,325	5,332	5,236
⑤ 公 債 費	3,802	3,103	2,983	2,834	2,802	2,897	2,972	3,010	3,142	3,202
⑥ 積 立 金	140	127	141	145	117	114	111	107	104	100
⑦ 繰 出 金	3,363	3,233	3,350	3,346	1,903	1,887	1,914	1,944	1,970	1,985
⑧ 普通建設事業費	2,469	3,016	2,882	2,466	1,821	1,968	1,544	1,743	1,327	1,572
⑨ 出資金・貸付金ほか	466	502	1,303	3,022	483	486	490	495	498	504
歳出合計	23,855	23,900	24,305	26,044	22,537	22,519	22,229	22,324	22,030	22,268

新 市 建 設 計 画
(新市まちづくり計画)

平成16年8月 初版第1刷 (山崎町・一宮町・波賀町・千種町合併協議会)

平成26年12月 変更 (宍粟市)

令和元年12月 変更 (宍粟市)

発行・編集：宍粟市

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬1 3 3 番地 6

TEL : 0790-63-3000

FAX : 0790-63-3060